

吉賀町告示第142号

平成29年第4回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年11月22日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 平成29年12月8日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

松蔭 茂君	三浦 浩明君
桜下 善博君	桑原 三平君
中田 元君	大多和安一君
河村 隆行君	大庭 澄人君
河村由美子君	庭田 英明君
藤升 正夫君	安永 友行君

○12月19日に応招した議員

○12月20日に応招した議員

○12月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成29年12月8日 午前9時06分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 町長所信表明
- 日程第6 発議第7号 医療報酬・介護報酬の引き上げを求める意見書(案)
- 日程第7 発議第8号 介護保険制度における国庫負担の増額を求める意見書(案)
- 日程第8 議案第65号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第9 議案第66号 請負契約の変更について
- 日程第10 議案第67号 町有財産無償貸付の件について
- 日程第11 議案第68号 用字、用語等の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第69号 吉賀町農業競争力強化基盤整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第13 議案第70号 吉賀町農業委員会の委員等の定数等に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第71号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第72号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第73号 平成29年度吉賀町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第74号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第75号 平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第76号 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第77号 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第78号 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第79号 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第80号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第24 吉賀町選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第25 吉賀町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 町長所信表明
- 日程第6 発議第7号 医療報酬・介護報酬の引き上げを求める意見書（案）
- 日程第7 発議第8号 介護保険制度における国庫負担の増額を求める意見書（案）
- 日程第8 議案第65号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第9 議案第66号 請負契約の変更について
- 日程第10 議案第67号 町有財産無償貸付の件について
- 日程第11 議案第68号 用字、用語等の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第69号 吉賀町農業競争力強化基盤整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第13 議案第70号 吉賀町農業委員会の委員等の定数等に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第71号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第72号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第73号 平成29年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第74号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第75号 平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第76号 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第77号 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第78号 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第79号 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第80号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第24 吉賀町選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第25 吉賀町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 松蔭 茂君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 桑原 三平君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |

9番 河村由美子君
11番 藤升 正夫君

10番 庭田 英明君
12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	教育長	青木 一富君
教育次長	光長 勉君	総務課長	赤松 寿志君
企画課長	深川 仁志君	税務住民課長	齋藤 明久君
保健福祉課長	永田 英樹君	産業課長	山本 秀夫君
建設水道課長	早川 貢一君	柿木地域振興室長	大庭 克彦君
出納室長	中林知代枝君		

午前9時06分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、平成29年第4回吉賀町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番、中田議員、6番、大多和議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長からの報告を求めます。6番、大多和議会運営委員長。

○議会運営委員長（大多和安一君） 改めて、おはようございます。議会運営委員長の大多和です。

それでは、先般12月1日に議会運営委員会を開催いたしまして、吉賀町の29年第4回定例会は、本日12月8日より12月21日木曜日までの14日間としたいと考えております。一応14日間ということで、議会運営委員会では決定されました。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、お諮りをします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月21日までの14日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から12月21日までの14日間と決定をしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議の、出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

また、請願第4号町道柳原線、新田線、柿木長崎線の舗装改良工事に関する請願は、お手元に配付した陳情請願要望等文書表のとおり、経済常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることになりました。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 次に、日程第4、行政報告を行います。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日から12月の定例会が始まるわけですが、どうかよろしく願いいたします。

なお、後ほど上程される予定でございますが、執行部よりの提出議案につきましては、全部で16件でございます。慎重審議の上、適切な議決を賜りますように、よろしく願い申し上げておきたいと思っております。

それでは、配付をされております町長動静報告によりまして、行政報告を行いたいと思っております。

まず、1ページからでございますが、冒頭の9月の8日、本年の9月の定例会でございますが、これ以後2ページの中ほど、10月の27日金曜までのところにつきましては、前任の中谷町長の動静でございますので、この点につきましては、お読み取りをいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ということで、10月の30日からが、私、岩本の任期でございますので、30日につきまして

は、役場のほうで就任式を行わさせていただきまして、そのうちの午後から庁議を開催をさせていただきます。この席で、各管理職のほうへは、もろもろの指示等をさせていただいたところでございます。

以後、昨日までのところで、関係機関、団体への挨拶回り、それから例年のことでございますが、11月につきましては、中央官庁、省庁への予算の要望活動等が軒並みでございます。

そういった状況でございますので、挨拶回り以外の主だったところにつきまして、御報告をさせていただきますと思います。

11月に入りまして、1日につきましては、町議会議員との懇談会を開催をさせていただきました。

5日の日曜日でございます。六日市会場のきん祭みん祭農業文化祭が開催をされて、出席をさせていただきます。

7日の火曜日、臨時議会の招集をさせていただいたところでございます。

3ページでございますが、11月の8日、東京で行われました島根県土木協会の要望活動、加えて安心安全の道づくりを求める全国大会のほうへ出席をさせていただきました。

飛びまして、12日の日曜日でございます。これは、大阪で行われました近畿県人会のほうへ、議会の代表の松蔭副議長さんと一緒に参加をさせていただいたところでございます。とりわけ、今回の県人会につきましては、石見地区担当ということでございまして、県人会総会の総合司会につきましては、吉賀町の沢田御出身の楠さん、旧姓八平さんとおっしゃいますが、この方が総合司会を務められたということ、それからアトラクションにおきましても、吉賀町六日市の御出身の、岩国のほうへ本店を出しておられます詩仙堂の代表デザイナーの田村均さん、この方のファッションショーが開催されたということで、大変盛況のうちに行われたものでございました。

翌13日月曜日には、東京へそのまま赴きまして、農林水産省の意見交換会、それから土地改良推進懇談会のほうへ参加をさせていただいております。

翌14日は、全国過疎地域自立促進連盟定期総会ということで、この会長は御案内のとおり、島根県の溝口知事でございます。こちらのほうへ参加をさせていただきました。

15日には、名誉町民であります森英恵先生、並びに澄川喜一先生のほうへ御挨拶に赴いたところでございます。

翌16日の木曜日には、ゆららの指定管理の業者でございます国民休暇村のほうへ御挨拶に伺いまして、その足、ANA、全日本空輸のほうへ要望活動に出かけました。これは、利用促進協議会としての活動でございまして、構成をしております自治体、加えて経済団体、一堂に会して要望活動を行ったところでございます。

11月の17日金曜日は、臨時議会を招集させていただきました。

19日の日曜日は、柿木会場のきん祭みん祭農業文化祭が開催をされました。

20日の月曜日には、東京で地方自治法施行70周年の記念式典並びに治水事業促進全国大会が開催をされたということでございます。とりわけ、前段の地方自治法施行70周年記念式典でございますが、議会のほうから安永議長ともども、式典のほうへ参加をさせていただきました。この式典には、天皇皇后両陛下の御臨席がありまして、その中で挙行されたものでございます。

11月の23日の木曜日でございます。恒例の第64回かのあし駅伝大会が、吉賀町を出発スタートで行われました。

4ページでございます。11月の24日金曜日でございますが、除雪会議を開催をしたところでございます。

11月の25、26日、土曜、日曜日につきましては、山形県の真室川市で行われました米・食味分析鑑定コンクールの国際大会のほうへ、担当課長並びに担当者、それから生産者の方と出席をさせていただきました。町内生産者のお米が、見事、都道府県部門で金賞を受賞するという、大変喜ばしいニュースも届いたところでございます。この件につきましては、今月発行されます広報のほうでも御紹介をさせていただく予定でございます。

27日の月曜日でございます。益田広域事務組合の議会定例会が行われたところでございます。

28日の火曜日、29日水曜日につきましては、東京に赴きまして、島根県町村会定期総会、町村長研修会並びに意見交換会が行われまして、翌日はNHKホールのほうで全国町村大会が開催され、出席をしたところでございます。

12月に入りまして、1日金曜日は、議会全員協議会を開催をさせていただきました。

3日の日曜日には、萬歳楽が行われまして、下須のほうへ赴いたところでございます。

一昨日の12月の6日水曜日には、エポックかきのきむらの臨時株主総会が行われまして、取締役のほうへ就任をしたということでございます。

以上、大変雑駁でございますが、これをもちまして、町長の動静報告とさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

日程第5. 町長所信表明

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き、日程第5、町長の所信表明を行います。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、あらかじめ配付をさせていただいております資料、読み上げまして、私の所信表明をさせていただきたいと思っております。

平成29年第4回吉賀町議会定例会の開会に当たり、補正予算上程のほか諸議案の説明に先立ちまして、今後4年間の町政運営の基本的な考え方について、所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、10月執行されました町長選挙におきまして、町民の皆様をはじめ各方面の方々からの温かい御支援と御厚情を賜り、無投票で当選の栄に浴し、吉賀町の第2代町長として町政を担当させていただくこととなりました。

このことは、私にとりまして、光栄の極みであり、大きな喜びでございますが、改めてその責任の重大さを痛感しているところでもございます。

さて、私たちの住むこの吉賀町は、平成の大合併の流れの中で誕生し、本年秋で満12年を迎えました。これまで財政健全化や少子化対策など、島根県内はもとより全国でもトップクラスの施策を展開してまいりました。

これもひとえに、初代町長の手腕はもとより、議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御協力、そして職員の尽力によるところであり、深く敬意を表すところであります。

さらに、この町の未来を輝かせるために、一体感の醸成を果たすことが、自分に与えられた使命であると考えております。

そして、今後、為政者としてまちづくりをどのようなスタンスで施していくのか、何と云ってもこのことが大切なこととあります。行政には、継続性が求められています。しかし、あまりにそのことを意識し過ぎるがために、何の変革もないということでは町の発展は期待できません。

そこで、継続性を意識しながらも、積極果敢に行政執行に邁進していく道筋を、まちづくりの基本姿勢としてお示ししたいと思います。

このことは、これまでの後援会活動などを通じて、一貫して申し上げてきましたが、「まちを一つに」をスローガンに掲げ、テーマである「住民目線のまちづくり」を実現するために、「育ててよし！元気よし！住んでよし！」、この「三つのよし！の吉賀町」を目指していくことを、その方針とするものであります。

しかしながら、当町をはじめ中山間地域に位置する小規模自治体を取り巻く環境は、より一層厳しさを増しており、私の目指すこの基本姿勢を実現していくためには、地方分権の流れの中にあって、自立した地方行政の運営が強く求められていると思います。

それでは、テーマを具現化するための方針を目指すべき3つの柱の方向性として、申し上げておきたいと思っております。

まず、1つ目の柱は、「育ててよし！子育てしやすいまちづくり」です。

現在の吉賀町の将来を託すのは、子どもたちです。子どもは、地域の宝であることは言うまでもありません。そのために、子どもたちの健やかな成長を促進してまいります。その実現のための主な実行施策として、次のことに取り組んでまいります。

平成27年度から本格実施しております学校給食費、保育料、高校生までの医療費の無償化を、少子化対策の3本の矢として継続して行います。そのための財源については、有利な起債や小水

力発電所による売電収入を有効活用するシステムを継続し、保護者の負担軽減を図ってまいります。もちろん、本年度から始めました新入生の制服、体操服の購入助成についても、同様のことであります。

次に取り組むのは、教育環境の充実と整備です。教育環境には、ハードとソフトの両面がありますが、いずれにしても、その基本は、昨年3月に策定した「吉賀町教育振興計画」であります。この計画に沿った施策を、関係者との丁寧な協議により進めていきたいと思っております。

また、各地区における子育てをはじめとしたまちづくりの拠点、公民館であります。生涯学習や人づくりという側面での社会教育としてのあり方、自治会運営や住民のよりどころという側面での地域振興としてのあり方など、公民館の果たす役割は無限であります。

今後、公民館と行政とのかかわり方について、より有機的な機能を追求していくためにも、教育委員会と町長部局で協議を進めてまいります。

また、県立施設ではありますが、町内唯一の高校である吉賀高等学校の存続活動については、行政組織の一つとして、昨年4月設置しました支援室を中心に展開してまいります。

そして、次に取り組むのは、生涯スポーツの推奨です。このことも子育てに限らず、元気なまちづくりに大きく寄与するものであります。現在、町内にはさまざまなスポーツ愛好者がおられます。子どもから成人、お年寄りまで、まさに生涯にわたり誰もが参画できる環境づくりが必要だと考えます。

特に、真田グラウンドは、平成27年11月、人工芝の整備を行い、よしかみらいとしてリニューアルしましたが、このことにより、従来3,000人程度しかいなかった年間利用者が、1万人を超過するまで大きく伸びたことに貢献しました。交流人口の拡大はもとより、周辺住民の皆さんにも地域活性化という副産物を与える結果となっています。

真田グラウンドに限らず、立戸のスポーツ公園、蔵木と大野原運動交流広場のグラウンドゴルフ場など、既存施設の充実により、これからも生涯スポーツを推奨し、交流人口拡大、地域活性化、健康増進、医療費抑制など、皆さんの元気の源となるような施策を展開してまいります。

次に、2つ目の柱は、「元気よし！健康長寿のまちづくり」です。

町が元気であるためには、そこに住む町民の皆さんが、はつらつと希望を持って日々の営みを続けていく基盤を保障しなければなりません。そのために、住民の命を守り、生きがいのある生活を促進します。その実現のための主な実行施策として、次のことに取り組んでまいります。

まず、大切なことは、皆さんの健康を担保するため、医療体制の充実を図っていくことです。町内にある六日市病院は、その中心的役割を果たす医療機関として、確たる存在感を持っていたかなければなりません。医療介護面はもとより、雇用面からも、この地になくてはならない社会資源として、議会の御理解をいただきながら可能な限りの支援を継続してまいります。さらに、

病病連携の観点から、町内開業医との調整機能を行政が担ってまいります。

安心した生活をするためには、医療体制が充実し、健康が担保されるだけでは十分ではありません。そのことを克服するためには、町内のあらゆる社会資源を有効に利活用した福祉の充実が保障されなければならないと思います。

その中核をなすのは、民生委員、児童委員や社会福祉協議会など、献身的な下支えをさせていただいております関係機関、団体の皆さんです。行政は、これらの関係機関、団体と従来どおりの緊密な連携を図ってまいります。そして、これまでの施策に加え、通院や買い物などに既に支障を来し、また将来そのことが危惧される住民の皆様のために、地域内交通の検討なども行ってまいります。

さらに、障がい者福祉についても、積極的に取り組んでまいります。昨年4月に、障害者差別解消法が施行され、この法律で合理的配慮などの推奨が掲げられ、広範な施策展開が期待されています。町内では、NPO法人も設立され、徐々にではありますが、支援体制の輪が広がりつつあります。

しかし、障がいを持つ方々が、本当にこの地域において安全安心して生活できるだけのものがそろっているかと言えば、決してそうではありません。不足している事柄をいま一度精査の上、障がい者の皆さんの生活支援を行政の責任として果たしてまいります。

特に、六日市にあります障がい者地域活動支援センターについては、スペースの狭隘化に伴い、新たな整備計画が進行中であります。関係者との協議を踏まえ、早急な整備に心がけてまいります。

最後に、3つ目の柱は、「住んでよし！豊かさを求めるまちづくり」です。

生活基盤として必要なことは、元気な住民の存在と、経済の好循環の確立であり、まさにこの2つが車の両輪のごとく機能しないと、将来の吉賀町はあり得ないと思います。

とりわけ、経済の好循環確立のために、魅力と活力に満ちた地域振興を促進します。その実現のための主な実行施策として、次のことに取り組んでまいります。

まず、私たちがしなければならないことは、今ある地域資源を最大限活用した産業振興だと思います。当町には、山があります。川があります。農地があります。そして、さまざまな知恵を持った多くの町民の皆さんがおられます。

これまで、これだけの資源、言葉をかえれば「地域の宝」を生かし切れていなかったことを悔やむべきです。今からでも決して遅くありません。官民挙げて地域資源を活用した産業振興に取り組もうではありませんか。

そして、次は、地域資源に付加価値をつけ、ブランド化を目指すことです。吉賀町の山や川、農地には、さまざまな資源があります。木材、水、アユ、有機農産物をはじめとした米や野菜、

商工現場で生まれる製品も例外ではありません。その資源や生産物に一工夫、二工夫、一手間、二手間かけて、他の地域のものとの差別化、区別化を図って、競争力に打ち勝つだけのパワーを持たせることが大切です。

前述の地域資源活用による産業振興とブランド化が成就すれば、観光面においてもおのずとその可能性が広がってくるものと信じています。一般的な観光地とは違う、吉賀町ならではの観光のあり方を、町観光協会と連携し、模索してまいります。

さらに、豊かさを求めるためには、継続性も必要な要素となります。いわゆる、後継者、担い手をいかにして確保するか、育てるかということであり、このことは、農林業、商業、工業、どの産業どの現場も永遠の課題となっています。

現在、当町では立志塾を開講し、起業への動機づけの支援を行っていますが、現状の地場産業にいかにして力を蓄積させ、継続させていくかという観点でみれば、やはり担い手対策は大変重要な意味を持っており、並行してぜひとも力を注いでまいりたいと思います。そのためには、商工会、町内企業の皆様と十分な意思疎通を図り、従業員確保対策などについても、情報共有化をこれまで以上に図っていくべきと考えます。

また、経済の好循環を図るためには、高速道路や飛行場などの活用を視野に入れた施策展開も当然有効な手法であります。そのためにも、周辺都市部への交通インフラの整備について、関係機関、団体と協議してまいります。

以上、申し述べましたまちづくりの基本姿勢の推進に当たっては、今後、関係する所管課の職員とともに、具体化に向けた制度設計を行い、必要に応じて順次議会へお諮りし、実行してまいりたいと思います。

ただ、そのためには、何といても財政基盤の安定が必須条件であります。合併後、これまで財政指標は大きく改善されてきました。しかし、平成17年の新町発足後、普通交付税の合併算定替えによる優遇措置で恩恵を受けてまいりましたが、いよいよ平成32年度でこの措置が終了し、翌33年度からは、本来の一本算定に戻ることとなり、当町は、間もなくその時期に直面することとなります。これまでの財政健全化に向けた取り組み姿勢を緩めることなく、引き続き、その歩みを進めてまいります。そのことなくして、私のまちづくりの基本姿勢の実現はあり得ません。

私は、地元吉賀高等学校を卒業すると同時に町役場に入職し、これまで一般職及び特別職として39年間、この町の行政職員として過ごしてまいりました。

もとより、浅学非才ではございますが、これまでの行政経験を生かし、改選された議会をはじめ、関係機関、団体、住民の皆様との連携を図りながら、常に謙虚な対応に心がけ、施策の展開においては、第二次まちづくり計画や総合戦略の実現のために、積極果敢に取り組んでまいりた

いと思います。

そして、何よりも皆様との対話を重視し、全身全霊を込めて職務の遂行に当たる所存であります。

以上、決意の一端を申し述べ、皆様の御理解、御協力並びに御叱正を賜りますよう重ねて申し上げます、私の所信表明といたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、町長よりの所信表明は終わりました。

日程第6 発議第7号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第6、発議第7号医療報酬・介護報酬等の引き上げを求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を、発議者より求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、発議第7号につきまして、読み上げて提案させていただきたいと思います。

発議第7号。吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

医療報酬・介護報酬等の引き上げを求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出をします。

理由としては、医療、介護等の充実を図るためであります。

意見書（案）平成30年度は、医療保険の診療報酬、介護保険の介護報酬、障がい者福祉の報酬が同時に行われる年です。

医療機関の経営を支える医療報酬がどうなるかは、患者が受ける医療の量と質に直接かかわってきます。例えば、2002年から2008年度に強行された診療報酬の大幅なマイナス改定は、多くの医療機関を直撃し、閉鎖せざるを得なくなった診療所や病院が相次ぎました。その後も、診療報酬の抑制は、基本的に続行されています。

ことし11月に厚労省が発表した実態調査（28年度）では、患者が一般的な治療を受けられる病院での利益率はマイナス4.2%と、過去3番目の赤字幅となりました。経営が悪化していることは明らかです。

介護報酬もマイナス改定が繰り返されるもとの、経営が成り立たなくなった事業所が続出し、介護が必要な人がサービスを使えない介護難民が後を絶たない状況になっています。介護報酬削減は、一人一人が使う介護サービスの量と質の縮減につながるため、利用者、家族に大きな負担と困難を強いるものになっています。国民には、長年保険料を負担させ、使いたいときにサービスを使えないことがあってはなりません。

平成30年度の診療報酬、介護報酬、障がい者福祉の報酬をめぐる議論では、関係者から安

心・安全の医療を国民に保障するために、プラス改定、良質なサービスの提供と人材の不足の解決、事業実施に必要な報酬単価とすることなどを求める声が上がっています。

報酬の引き下げによって生まれた現場の危機を打開するため、引き上げ改定を求める切実な声に応え、報酬の増額が国民負担増に直結しないよう、窓口負担、利用料負担の軽減とあわせた報酬引き上げを強く求めます。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

提出先といたしましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣としておりますが、ここで議長に一部意見書案の修正のお願いをいたしたいと思っております。

先ほど読み上げました意見書（案）の1行目からで申しわけありませんが、最後の「障がい者福祉の報酬が同時」となっておりますが、ここに報酬の改定の「改定」という言葉を追加をしていただきたいと思います。意見書の1行目の最初であります。

それと、この4行目になりますが、02年から08年度としておりますが、これを平成14年から20年度というふうに変更修正をお願いをしたいというふうに思いますので、その点、議長のほうでよろしくをお願いをしたいと思います。

以上であります。

○議長（安永 友行君） それでは、発議の質疑に移る前に、発議者より訂正の申し出がありましたので、お諮りをします。意見書（案）の最初の行の最後、報酬とありますが、その後に「の改定」、「報酬の改定が同時に行われる年です」というように「の改定」を挿入する、それから、2点目が、4行目の年度のことですが、例えば02年から08年度というのを、平成14年から平成20年度に変更ということです。以上2点です。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議ないようですので、発議の意見書（案）の1行目と4行目を、ただいま述べたように挿入並びに変更いたします。

11番、藤升議員、もう少し精査をして、またよろしく願いいたします。

それでは、ただいまの発議の提案者の提案理由の説明が終わりましたので、提出者に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ここでお諮りをします。

本件については総務常任委員会に付託し、会期中の審査をすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。

本件については、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

日程第7. 発議第8号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第7、発議第8号介護保険制度における国庫負担の増額を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先ほどは大変、修正等をいただきましてありがとうございました。今後、十分精査をしてやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、発議第8号を読み上げて、提案したいと思います。

発議第8号。吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

介護保険制度における国庫負担の増額を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出をします。

理由としまして、安心して利用できる介護保険制度とするためでございます。

意見書（案）を読み上げます。

介護保険制度における国庫負担の増額を求める意見書（案）。

介護保険制度が発足して18年目となり、介護費用総額は平成12年度の3.6兆円から、第6期の平成28年度は、3倍近い10.4兆円に達しました。

保険給付費がふえれば、保険料の引き上げにつながる現行制度のもとで、65歳以上が支払う1号被保険者の月額保険料の全国平均は、第1期——これは平成12年度から14年度ですが——の2,911円から、第6期の5,514円と、1.9倍となっています。

一方、年金支給額は減少傾向であり、経団連の経済政策部報告書でも、70歳以上の高齢無職世帯の実質可処分所得は、24年の20.4万円から27年は18.1万円と、1割を超える減少となっているように、介護保険料の引き上げも高齢者の生活を圧迫する要因の一つとなっています。

また、全国的には、介護施設などの基盤整備もまだまだ不十分であり、在宅サービスを必要とする高齢者等がふえ続ける中、来年度からの保険料は、さらなる引き上げが必至となっています。

よって、国におかれましては、介護保険制度の長期にわたる安定的な運営を確保するため、国庫負担割合の引き上げを行うとともに、低所得者の保険料や利用料の負担軽減についても、必要な措置を講じられるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出先としては、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣としてお

ります。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより、提出者に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ここでお諮りをいたします。

本件についても総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件についても、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

日程第8. 議案第65号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第65号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第65号でございます。益田地区広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約について。

益田地区広域市町村圏事務組合規約（昭和45年指令第20号の12）の一部を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、別紙のとおり変更する。平成29年12月8日提出。吉賀町長岩本一巳。

なお、詳細につきましては、事務を所管いたします税務住民課長のほうから説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。

それでは、議案第65号の詳細説明をさせていただきます。資料は1ページから2ページに新旧対照表を載せております。

本件につきまして、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、益田広域市町村組合のほうから協議が求められたものでありまして、平成30年度に計画される益田清掃工場、旧焼却場がありますが、解体事業に係る焼却場解体事業費負担金、公共施設最適化事業債償還負担金において、構成市町の経費を、平等割10%、人口割90%——人口については国勢調査人口であります——とするための所要の変更をするもので、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるために提案されたものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 負担金の負担の割合の分ではありますが、この焼却場の解体事業におきまして、これの返済、償還があるわけですが、これに起債の関係はどのような形で行うことができるのか、この点についてお願いします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 今のところ、除却債を充てると。これについては、交付税措置はないわけですが、それを充てるということは決まっております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 除却債ということですから、充当率90%の分であるというふうに確認してよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） そのとおりであります。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第8、議案第65号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての質疑は保留をしておきます。

日程第9. 議案第66号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第66号請負契約の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第66号でございます。請負契約の変更について。

下記工事について、請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により、議会の議決を求める。平成29年12月8日提出。吉賀町長岩本一巳。

記、1、契約の目的、平成29年度吉賀町役場本庁舎改修工事。

2、契約の方法、一般競争入札による文書契約。

3、契約金額、変更後でございますが、税込みで1億8,884万7,720円、変更前は、税込みで1億7,496万円。したがって、税込みで1,388万7,720円の増額でございます。

4、工期、変更前、平成29年6月17日から平成29年12月24日まで、変更後で、平成

29年6月17日から平成30年1月31日まで。

5、契約の相手方、島根県益田市高津町イ2556番地1、株式会社技研設備、代表取締役佐々木良典でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第66号の詳細説明をさせていただきます。参考資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。この資料につきましては、11月の臨時議会のときに補正予算をお願いしたけれども、その際に提出をした資料でございます。

今回、それと内容が変わっておりますのは、1の増額変更のところ、12)西側の出入り口扉の取りかえ工事1階2階という141万9,000円がありますが、これについては、工事自体はやめませんが、今回の増額の補正ではなくて、別発注としたいということで、これについては今回の変更契約から外すということで、この金額が変わっているものでございます。

その理由につきましては、この工事を行うことによりまして、工期が約1カ月、さらに1カ月ぐらい延びますので、そうするとそれに係る経費が諸経費にも反映をして、結果的にこの140万円よりか高くなるということで、別発注にしたほうが有利だということで、今回このものを、この12については、今回取りやめるといふか別発注にしたいというものでございます。

これによりまして、契約のところ、線が引いてありますけれども、1の増額変更の事業費が1,109万9,000円ということで、消費税込みで1,401万5,000円で、消費税抜きの金額ですと1,297万6,000円ですけれども、これに当初の請負対象額1億6,346万5,000円に対する落札額であります1億6,200万円、約99.1%でございますけれども、この請負率を掛けまして、税抜きで1,285万9,000円、税込みで1,388万7,720円、今議案でお願いしている金額になるものを増額したいというものでございます。

これに合わせまして、工期も38日間延長ということで、平成30年の1月31日までにしたというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。質疑はありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 今回の12の件ですけれども、141万円です。これは、工期が延びるためと、今の技研工業さんをお願いすると工期も長くなるし経費もプラス、ごめんなさい、違う。ということで、別途発注するという説明だったのですが、その別途発注することによって、この扉は西側の出入り口の扉のかえはいつかは絶対にしなきゃいけないもんなわけでしょう。そうすると、かえって時間かかったりとか、これ別に入札をするわけですかね、140万円ぐらいで。そうすると意外と安くなるケースもあり得るということも考えられます。

それと、工期については、随時、今付帯してやらなくても済む問題がありますか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それではお答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおりでございます、141万9,000円、これ見積もりで上げておりますけども、これ、この金額ですと入札になりますので、ということで、場合によってはどうか、当然地元の業者さんに発注も可能になるというふうに思っております。

工期的には、大体2カ月ぐらいかかるというふうに聞いていますので、そうすると今からやってもかなり、2月ぐらいには恐らくならないかと思っておりますけども、そういったことで、それで結局、諸経費に影響するというのはそういったことで、この技研設備さんに発注すると、そういったことで140万円が恐らく200万円ぐらいになってしまうということもあって、今回この分については別発注にしたいということで、前回の予算のときの説明のときの資料からは、予算自体は必要ですので、予算は確保させていただきましたけども、発注については変更契約ということじゃなくて、この分については別発注にしたいというものでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 増額変更並びに減額変更で、資料として出されている分の合計の金額とは、若干の差異がございます。これは、ほかの金額の少ないとこの変更等の合わさったものであるというふうに理解をされているのかということと、もう一度ちょっと確認だけ、わからなかったんでお聞きをしたいのですが、資料で示されている数字というのは、設計上なり見積もり等が反映した金額であって、入札減等のものが含まれていないものというふうに考えるのか、それが含まれているのか、この点だけお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

まず、最初の部分ですけども、少額のものがあるということですが、そのとおりでございます、例えば天井の点検口の追加の取り付けといったものが、これ2万700円といったものがありますけども、こういったものについては金額が少額ということで、全部はなかなか載せられませんので、資料のほうからはちょっとそういうのは載せていないという部分がございます。

それから、後段の御質問は、設計上の金額ということで、議員がおっしゃるとおりでございます、この設計上の金額ですので、請負対象額に対する入札額を、約99.1%ですけども、それを掛けたものが変更契約の金額ということでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 先ほどちょっと説明があったんですが、どうも理由が私、理解できないんですけれども、もう一度この西側出入口扉取りかえ工事について、外した理由という

のを、もう一度、ちょっとわかりやすく説明してもらえませんか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

この141万9,000円については、業者から出た見積もりで計上をしております。

直接の工事費が141万9,000円ということでございますので、このままで設計を組みますと、その下の3の諸経費事業費421万1,000円というのがありますが、ここが約50万円から100万円ぐらい上がります。設計でやりますと。そうすると、最終的に200万円を超えるような金額になるということで、それよりか、これについては、この西側の扉の工事だけは別の発注にしてやったほうが有利になるという判断のもとに、今回の変更契約からは取り除いたというものでございます。

○議員（9番 河村由美子君） もう一回聞いていいですか。

○議長（安永 友行君） 河村議員。

○議員（9番 河村由美子君） 納得というか、理解ができませんのですが、要するに141万何がしものは、この業者さんが見積もった金額を外すためには、工期がかなり延びるということにおいて、50万円から100万円の経費が掛かるから外したということでしょう。

だけど、それは、先ほどの説明のように、地元へも発注できるからちゅうことで、それはそれでいいことと思いますが、その地元の人がやってもつい1週間ぐらいでできんということですか。

そうすると、ぱかっとドアつけかえるだけなのに、何で今の技研工業さんがやると何日も工期が延びにゃいけんし、別途にやりゃぱかっとできるちゅうような感じになるんかなと思うんですが、私の解釈が悪いんですかね。何かちょっと理解に苦しむんですが。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

扉をやりかえるのはやりかえるんですけども、これは枠からやりかえにゃいけませんので、そうするとその周辺の工事の、補強というか、まず取り外して、枠を取りかえて、それで新しいサッシをそこにはめかえますので、それで既製品のものが多分はまらないと思いますので、新たに作りかえる必要が出てくると思われます。

そうするとやはり、そんだけの工期が必要になるということで、扉だけをかえるんであればそんなに時間がかからないと思うんですけども、恐らく既製品よりかも違う、今よりか若干大きくなるんかな、サイズも変わりますので、そういったことで一から作り直すような格好になりますので、地元の業者さん使っても、つい1週間2週間でできるということにはならないと思われま

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今の説明で、工期が長くなるからあれですか、諸経費率が変わってくるということですか。どうもそのように聞こえるんですが、諸経費率が、なぜ工期が長くなると変わるんですか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 諸経費自体は、その工事が上がることによって上がるんですけども、例えば工事事務所の延長期間からいいますと、その分は工期が延びれば、その分だけ諸経費は高くなるということは発生しますので、工期が延びることによって諸経費が上がるということは、当然そういうことは起こり得るというものでございます。

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑は保留しておきますので、また後日質問もできますので、その辺でよろしく願いいたします。

質疑がないようです。日程第9、議案第66号請負契約の変更についての質疑は保留をしておきます。

ここで、10分間休憩します。

午前10時11分休憩

.....

午前10時23分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

----- . -----

日程第10、議案第67号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第67号町有財産無償貸付の件についてを議題とします。

ここで、地方自治法117条の規定により、10番、庭田議員は除斥の対象となります。したがって、10番、庭田議員の退場を求めます。

〔10番 庭田 英明君退場〕

○議長（安永 友行君） それでは、本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第67号でございます。

町有財産無償貸付の件について。

町有財産を次により無償で貸し付けたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。平成29年12月8日提出。吉賀町長岩本一巳。

1、無償貸付財産でございます。土地、吉賀町柿木村柿木177番地1、面積は585平方メートル、地目は山林でございます。吉賀町柿木村柿木185番地1、109平方メートル、畑。

吉賀町柿木村柿木1331番地、495平方メートル、山林。吉賀町柿木村柿木1332番地、1,190平方メートル、山林。吉賀町柿木村柿木1347番地2、119平方メートル、雑種地。吉賀町柿木村柿木1347番地5、1,983平方メートル、山林。吉賀町柿木村柿木1347番地7、575平方メートル、山林。吉賀町柿木村柿木1396番地、188平方メートル、山林。

これに伴います面積合計でございます。5,244平方メートルでございます。

2、無償貸付の目的。荒廃地となっている町有地を貸し付けることにより、手づくり自治区柿木村が事業を計画している、100年の森づくりのモデル林として整備し、手入れがされた調和のとれた森づくりを目指すものでございます。

3、無償貸付の相手方。手づくり自治区柿木村。

4、無償貸付の期間。貸付契約締結の日から10年間。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 本件については詳細説明は行いません。

提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 無償貸し付けの相手先が、手づくり自治区柿木村となっております。土地の所有をしようとした場合には、個人であるとか法人格を有しているとかというような条件等がございますが、この貸し付けという場合にそういうような条件というのは、ひっかかってくることはないのかということについてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

先ほど例で言われましたけれども、必ず法人でなくても、相手方が個人であっても貸し付けはできますので、そういった意味では法的な縛りはありません。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それで今後、モデル林の整備のスケジュールというのが、12月1日にありました全員協議会の資料36ページのほうで示されておりますが、今後、作業路の整備、グラウンドの整備、トイレの設置等々行われます。これに要する費用に対して、町から直接の補助・負担、このようなものが発生をするのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

これは今、自治区のほうの事業計画によりますと、民間の助成金、それから県の助成金、それから緑の募金とか、そういった基金を充てるということで、町の持ち出しについては計画はござ

いません。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ありがとうございます。

今の自治振興交付金というものは、平均してですけれども、旧町村単位、公民館単位であります。200万円平均、交付をしておりますが、このお金がモデル林の整備のほうで使われるということはあるのか。今、手づくり自治区から言われている内容の中でよろしいですが、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

事業計画です。自治振興交付金はこの団体の収入源になっておるのは、そのとおりなんですけれども、ことしの計画でいきますと、交付金、104万円充てるような事業計画になっております。

これについても、この中の地域振興部会というところに15万円充てることになってはいますが、今回のこの森づくり計画に、この交付金を充てるということは、そのことは計画の中には入っておりません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 無償貸し付け期間が10年間ということなんですけど、10年後はどうなるのかということと、またトイレ等設置した場合の、どう言うんですかね、返還のときの、原状復帰にして返還するのかとかそういったことはどうなんでしょうか。

以上です。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

事業計画は予定どおりに進むということであれば、かなり景観上もよくなりますし、そうすると、当然トイレなんか作ったりすると、耐用年数10年ということありませんので、むしろ原状復帰にして戻していただくというよりか、10年間をさらに延長する方向で、町のほうとすれば、またさらに10年間の貸し付けを行うというような形で、貸し付け期間の延長のほう、検討したいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 延長されるということですが、延長もまた、無償という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

やはり無償で今考えておりますし、その際にはまた再度、議会の議決も必要になろうかというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） この手づくり自治区のメンバーさんて何人おられてか。この前説明聞いたんですが、忘れましたが。

いわゆる10年間を目途に、そこを対応してもらって、いろんな整備をするということ、非常に私はいいいことだと思うんですよ。それでやはり柿木でいいますと、ちょうど国道から通って目抜き通りといいましょうか、その辺もあるし。いうことでやはり、あれが荒れ放題の山になっているよりは、全体から見るときでも、それこそ一体感が出て非常にいいことになると思うんですが。

やはり当面、10年やるっていても若い者がどんどん入ってきてやってもらえばいいかもしれませんが、今、メンバーの方が、例えば10年もたつと高齢化する。なかなかそのお金も、大して予算手当てがしてない。手間はどんどん、高齢化になるというようなことでは、なかなか事業が進まないと思うんですよ。そうすると、ある程度は町もその辺を手当てをすとかいう方法をとらないと、10年もかけてやりゃいいちゅうものでもないと思うんですよ。できるだけ早く、そうしながら、やりながらしても、何ぼか荒廃していきますので、その辺のところをぜひ考えて、新町長にもなられたことですから、町の一体感を出すという意味でも、やってもらわにゃいけんと思いますよ。

それと、やはり住民もそういうことをやるっていうような、町内全体が、例えば、ファンドといいましようか。例えば、住民の方が1,000円か2,000円ずつでも出して、津和野町がよくやっておられるんですが、一つの事業をするのに、やっぱり住民も参加、気持ちの上で参加して、それを応援するという姿勢というのは非常に町民として大事なことだと思いますから、その辺のところも、これは自治区の人をお願いすることでもあるんですが、そういうところも、やはり考えていただきたいなことなんです。

町長、予算についてどういうふうを考えられます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 大変建設的な御意見をいただきました。ありがとうございました。まずは、これまでこういった事例がございませんでしたので、議会のほう御理解いただければ、まずは、手づくり自治区、任意団体のほうへ土地の無償での貸し付けをさせていただいて、どういった活動になるのか、どういった効果が出てくるのか、まずは、状況の見守りをさせていただきたいと思います。

その上で、その上で、ああして法律に定める自治区を延長させて5年半いただいておりますけ

ど、そちらのほうの周期がおのずと来るわけでございますが、そこらあたりの見きわめも含めて、じゃあ、次の展開をどうするのか、吉賀町全体に広めていくのをどうするのか。ついては、先行的に手づくり自治区柿木村がされるこの活動に対しての財政支援はどうなるのか。これはもう少し、時間を置いて慎重に対応させていただきたいと思えます。

それからもう一つは、やはり、法律の自治区との兼ね合いもありますけど、まずは民間、自治会なんかもそうなんですけど、民間団体でしっかりまちづくり、地域振興をしていただくということ、大いに期待しているわけでございますので、後々のところで、10年後に、これに対してどうかというところ、次の展開がぜひ、生まれるような成果を上げていただきたいということは期待しております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 先ほど11番議員が、無償貸し付けの相手先ということで、自治区の柿木村という名称で貸し付けということでございますけれども、先般の議運の資料によると、せっかく庭田議員もこれ関連があるということで退席をされとるわけですが、この自治区の会長は、庭田議員になっておられますよね。そうすると、この手づくり自治区柿木村という抽象的な相手に土地を貸すというのは、後から、はいじゃ誰に貸すかという問題、話をするのがあっても、相手の村に貸すというても、誰か責任者がおらにゃおかしいんじゃないかと思うんですが。そうすると、今、先般の議運のときの資料によりますと、会長庭田英明となっておりますが、そうすると、今のこの契約者には、手づくり自治区柿木村代表庭田という名前が出てくるのが本当じゃないでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

ちょっと表現の問題も確かにあろうかと思えますけれども、実際に契約書を交わすときには、手づくり自治区代表庭田英明さんという形で、その方の名前を書かないと、会社でもそうですけれども、代表取締役誰々という形が出ますので、その中にはそういう形が出ると思えます。

この議案のほうにその代表者が載っていないという御指摘であろうと思えますけれども、これについては、御指摘のとおりだろうと思えますが。対応についても、またちょっと検討させていただきたいと思えます。場合によってはちょっと議案の差しかえも検討したいと思えます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 貸し付けの相手が手づくり自治区柿木村という任意の団体ということですが、一応、当町で先般の議会で自治区について、5年延長して自治区をするということで、5年を限りにもう自治区制度は廃止するということになってはいますけれども、それが廃止されてもなおかつ、この手づくり自治区というものは残っていくということで考えてよろしいんで

しょうか。それとも、もうその自治区の廃止されたら、手づくり自治区柿木村そのものが消滅するというようなことが、ないということで考えとってよろしいのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

自治区柿木村、町のほうの自治区柿木村というのは、これはちゃんと町の条例にも定めた組織でありますし、そういったものですので、これはもうちゃんとこの間、平成33年の3月ですか、もうなくなるということはもう決定済みでございますので、これはおのずと町の組織としてはなくなります。

柿木地区の方がそれに伴って考えられたのは、その終わった後も、活動が続けられるようにということで、この組織を立ち上げられたのが手づくり自治区柿木村でございますので。したがって、その町の組織としての自治区が終わったからといって、この組織がなくなるというものではございませんし、むしろ、ここの合い言葉にもありますけども、「100歳になっても、楽しく安心して暮らせる、かきのきむら」というのをこの自治区のほうでは目指しておられますので、そういった意味で、10年後にこの組織がなくなるということはないと思われま

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） それを聞いて安心しましたが、ただあれですか、これは今の柿木村に住んでおられる住民の方は、この手づくり自治区柿木村に全てが参加しておるという考えでよろしいのでしょうか。中には、私は知らないとかいうような住民の方もおられるんですが、そのあたりについては、どのように考えればよろしいのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

加入は、どなたが入られても構わないんですけども、ただ認識としては、ほかの活動でもそう思うんですけども、なかなか活動しておられてもその活動が見えなかったり、それで、どういうんですか、何をしとるんかわからんといったことはあるかと思います。

この団体としても、そういった意味で、柿木地区全体に広げたいということはあるんですけども、それじゃ、全員がそういうことを認識しておられるかといったら、それはちょっと今の段階では全員の認識とはなっていないというふうに使われます。

ですので、そういったことで、参加していただく方も、より多くの人に参加していただくことによって、こういった団体がさらに活性化をするし、地区全体にも広がっていくということの中の、今、活動の取り組みもしておられるということでございますので、必ずしも、ほいじゃあ、全員が認識しておられるかといったら、今の段階ではそれはちょっと難しいかなというふうに使っております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 平成32年度からの運用開始ということですが、森の学習会等、各イベント開催と記載されております。

ということは、単純に考えますと、いろいろ皆さんが、地域の皆さん、いろいろお集まりいただいて、この中でイベントをやるということは、ある意味、営業的な利益、そういったものも生じますか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 具体的なイベントの内容まではちょっと把握しておりませんので、そこで何か利益活動をされるかどうかという、ちょっと今の段階では、私のほうでは存じ上げておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） わからないということですが、先ほどの人事の、会長庭田さんというところで、副会長、その他いろいろおられてですが、例えば、ちょっとわからないところもありますけど、議員がやはり代表になっていけば、兼業の禁止とかいう、公共工事等々でいろいろあるんですけど、ここで利益が生じた場合に、また、土地も町有地なので、その辺で、兼業の禁止等の法律にひっかかるということはないですか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

イベントでやられても、それは多分、利益活動ということじゃなくて、やはり、この会の運営のほうの活動費になると思われまますので、そういった意味で、個人の所得にするということはないと思われまますので、その辺については、兼業規定の問題は起こらないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第10、議案第67号町有財産無償貸付の件についての質疑は保留をしておきます。

ここで、庭田議員の入場を許します。

〔10番 庭田 英明君入場〕

○議長（安永 友行君） それでは、庭田議員が入場されましたので、次の日程に移ります。

日程第11. 議案第68号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第68号用字、用語等の整備に関する条例の制定につ

いてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第68号でございます。

用字、用語等の整備に関する条例の制定について。

用字、用語等の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。平成29年12月8日提出。吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管をいたします総務課長のほうから説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第68号の条例の制定について、説明をさせていただきます。

この条例につきましては、現在、町の例規集の条例規則の見直しを今年度行っておりますけども、その中で幾つか、というかなり修正をしなければいけないものが出てきておまして、それについてはまた、条例についてはまた後日、議会のほうにお諮りをしながら一部改正等の手続を行っていきたいというふうに思っております。

今回、この条例にするのは、条例の内容等に変更を及ぼさない軽微なものについて、この条例に基づいて修正を行いたいというものでございます。

第1条の趣旨のところですと、現に効力を有する条例、規則について、用語、用字、送り仮名等の整備を図るために必要な事項を定めるもの、というものでございます。

それから、第2条については、用語等の整備で、第1号から第5号までの告示、訓令及び通知の定めるところに従い、整備をするというものでございます。第2項では、拗音、促音の表記を小書きというふうにしております。

第3条につきましては、例規形式の整備で、内容に変更を及ぼさない範囲において整備する項目について、第1号から第6号まで示しているところでございます。

第1号につきましては、条、項、号等の重複、あるいは脱落で、同じ条、あるいは項、号等が2つ以上あったり、第1条から第3条に飛んどったりというような場合を想定をしておるものでございます。

第2号については、別表様式名称の表記で、条例規則等の条文での表記と別表様式での表記が違う、そういった場合を想定をしております。

第3号につきましては、条の見出し及び項の見出し等の整備で、見出しを掲載する必要がないものが掲載されていたり、あるいはその逆で、掲載しなきゃいけないものが掲載してなかったり

というようなことを想定をするものでございます。

第4号につきましては、定義規定及び略称規定の整備ということで。例えば、この条例の第1条の1行目を見ていただきますと、最後のところに、「条例、規則（以下「条例等」という。））」というのがありますけれども、こういうのが出てくると、次からは、この条例とか規則を指す場合に、「条例等」という表記をしますけれども、この「条例等」という表記ではなくて、前の「条例、規則」というような表記で表現されているような場合を想定するものでございます。

それから、第5号につきましては、前条の条、項または号を指示する場合の表記で、例えば、この条例でいいますと、第5条のところに、「前3条」という表現がありますけれども、「前3条」というのは、第2条、3条、4条を指すものでございますけれども、例えば、この「前3条」というのを「第2条から第4条まで」というように書いてある場合に、修正をしたいというのがこの第5号のところでございます。

第6号については、句読点の整備で挙げております。

第4条の第1項については、条例等の本文中にある法令、条例等の公布年、公布番号が欠けている場合にそれを付するというものでございます。第2項については、法令、条例等の題名、条、項、号等のうち、改正を要するものについては、所要の改正を行うということにしております。

第5条については、条例に規定するもののほか、条例等の表記及び表現で、整備統一する必要があるものについて、その内容に変更を及ぼさない範囲で整備するというものでございます。

あくまでもここにありますように、内容が変わったり、それから、重要な部分を変えるということはやはり、議会の議決を要するものでございますので、むやみにこの条例において修正という、そういうことは避けなきゃならないというふうに思います。

仮に、この条例に基づいてやった場合には、この条例番号とか公布の年月日等が入りませんので、そういった意味でも、むやみにこの条例で、整備するということは避けなければならないというふうに思います。あくまで、字句の修正、そういったところの部分での改正をこの条例に基づいて、実施をしたいというものでございます。

以上で、第68号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 以前、この議会で、「自殺」を「自死」と呼びかえるとか、「障害者」の「害」は平仮名を使うとかいうようなことを、あったと思うんですが、そういうことはこの条例設置には関係ないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

例えば、「自殺」ということで、その条例の中に第1条では「自死」と書いとして、第3条じゃ「自殺」となったりとか、そういった場合には、そのどちらかに統一するということはあるかと思えますし、同じように、「障害」の「害」の字が、平仮名があったり、漢字があったりといったときには、その平仮名で統一するというようなことは、この条例に基づいてできると思えますけれども。

例えば、その内容が全部変わるようなそういうものであれば、やはりそれは、議会の議決をちゃんと経た上でやるのが一般的だと思いますが、それが正しいやり方ですので、何でもかんでもむやみに、この条例に基づいて、変更するということは、あってはならないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 2点ほどお伺いしますが、こういうふうな用語の整備というものは、他町村にはこういうふうな条例があるのかなのか。

それから、例えば、字句の簡単な用語といえども、一応、条例できたものを修正するということは、最終的に1年に1回なり、定例会の折に、こういうふうな議会の中で報告が——この今の条例の中にはそういうこともありませんけど、議会に報告する義務があるのか、そういうことはなしに、もう勝手に直したらそれだけというようなことになるのか、その辺のことをお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えをします。

まずは他町村の例ということですが、今回の条例の作成に当たっても、ほかの町村の例を参考にさせていただきながらつくりましたので、ほかにはつくっておられるところがあります。

報告については特に、報告しなきゃいけないということはないんですけども、仮に議会のほうからそういう御報告をしてほしいということであれば、それはそういうふうにしなきゃいけないというふうに思っております。

ただ、これやったからといって、報告しなきゃいけないという義務はありませんが、今のようにもし議会のほうで、資料を欲しいということであれば、それはもちろん資料、提出させていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この条例の公布後のことですが、実際の作業はどのような形で実施をされるのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

日程第12. 議案第69号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第69号吉賀町農業競争力強化基盤整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第69号でございます。

吉賀町農業競争力強化基盤整備事業分担金徴収条例の制定について。

吉賀町農業競争力強化基盤整備事業分担金徴収条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。平成29年12月8日提出。吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管をいたしております建設水道課長のほうから申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、第69号吉賀町農業競争力強化基盤整備事業分担金徴収条例について、詳細説明をさせていただきます。

この分担金条例でございますけれども、現在、真田地区において計画をしております圃場整備事業につきまして、国の事業であります農業競争力強化基盤整備事業を活用して、実施することとしておりますが、その事業の地元分担金を徴収するために、整備するものでございます。

それでは、条例の内容について御説明をさせていただきます。

第1条でございます。趣旨でございます。吉賀町が行う農業競争力強化基盤整備事業に関し、地方自治法の第224条の規定による分担金の賦課徴収について、この条例を定めるものでございます。

第2条でございます。被徴収者といたしましては、分担金の徴収を受ける者の範囲は、事業による受益の限度内において、当該事業により特に利益を受ける土地の所有者及び耕作者としております。

第3条、分担金でございます。分担金の総額は総事業費の7.5%を限度とするとしております。

第4条でございます。賦課基準でございます。分担金は当該事業によって、当該土地が受ける利益を勘案して、町長が受益者に課するとしております。

第5条でございます。徴収方法でございますけれども、分担金は吉賀町会計事務規則第11条の定める納入通知書兼領収書により、当該年度内に一時に徴収するものとしております。2項といたしましては、前項に定めるもののほか、分担金の徴収に関しては、吉賀町税条例の規定を適

用するとしております。

それから、第6条でございます。分担金の減免でございます。町長は公益上そのほか特別な理由があると認めるときは、分担金を減額し、または免除することができるとしております。

第7条、委任でございます。この条例の施行については、必要な事項は町長が別に定めるとしてしております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 真田地区の圃場整備でこれをする必要があると言われましたが、今までは、こういう事業を施工していなかったのか、この条例をつくっていなかったのか。もしくは、よその地区で圃場整備やつとるのは別の事業だから、それに伴って、別の事業でこういう条例をつくっておりますというのか。なぜ今、この条例をつくらなきゃいけないかというのが、真田地区で整備事業をやるからと言われたんですが、それだけじゃちょっと詳しくわかりませんので、そのあたりの詳細な説明を求めます。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

今回、この徴収条例を制定いたしますのは、吉賀町で行います農業競争力強化基盤整備事業を新たに導入するために発生するものでございます。

これまでにも圃場整備の事業は行っておりますけれども、それぞれ国の事業が違っております。そのときには、徴収するためにそれぞれの条例を制定させていただいてきておるのが、これまでの流れでございます。

今回も真田地区にいたしましては、新しくこの事業を入れることによりまして、事業を展開していくわけでございますけれども、それに対して、地元分担金を徴収する条例がございませんので、今回、その条例を制定させていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） いわゆる農業競争力強化基盤整備事業にこの、ということでこの条例を制定したと言われるんですが、ほかのこのいわゆる圃場整備にかかわるいろんな整備事業が行われとると思いますが、これらに、それぞれに全部こういう条例をつくっていたというのでは、条例数が多くなるので、農業の整備事業についての分担金の徴収をする条例を、何か一つにまとめられるということは、考えておられませんか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 私もそのように合理的にできればいいかと思うんですが、地方自治法上で決められておる内容でございますので、これを事業をひとくくりにして分担金を徴収します、いうことにもなかなかならないかなという気がしております。

それから、事業それぞれにつきましても分担金等も変わってくる場合もございますので、やはりそれに応じた徴収のパーセンテージ、分担金の負担率というものを制定しなければいけないかなというふうに考えておりますので、それにつきましては、できないのではないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 国の事業を使って行うものですが、この農業競争力強化基盤整備事業といいますのは、農地を担い手への集積等によって、国の補助の割合も変わってきたりとなりますが、現状におきまして、この真田地区の場合、担い手への集積率がどの程度になるのかということと、実際のこの事業を行うに当たってのそれぞれの国・県・町、それから受益者の負担の割合、これはあくまでも現状においてですけれども、お示しをください。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） まず、集積率の質問でございます。

集積率の内容につきましては、今、まだ計画をしておる段階でございますので、はっきりと申し上げることができませんので、御了解いただきたいと思います。

ただし、今、議員が言われましたように、集積率に応じて、地元の負担割合が減ってまいります。つまりは、皆様方が田んぼを預ければ預けるだけ、この事業に係ってくる地元の負担金を国が肩がわりをするというものでございます。もちろんそれは、県も町もその負担金を支払うわけでございますけれども、それによって地元の方々が楽に圃場整備ができるという制度でございますので、それにつきましては集積率につきましては、今、まだ集計中でございまして、申しわけございませんが、お答えすることができません。

それから、率でございますけれども、現在のところで、この農業競争力強化基盤整備事業でございますけれども、その負担率につきましては、国が55%、県が27.5%、町が17.5%でございます。その部分につきましては、地元負担金といたしまして7.5%を町より徴収をさせていただくという内容でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 農業競争力強化基盤整備事業ということで、農業競争力を増すにはやはり圃場を整備するのがちゅう、あれなんでしょうけど、圃場を整備する場合、畦畔のり面

がどうしても、私どもはコンクリに何でできんののかなといつも思うんですけど、コンクリにするとやはり水漏れとか、いろんなもんが起きなくなり、草も刈らなくて済むんですが、なぜコンクリにはできないのか。ちょっと質問のあれが違うかもしれませんが、お答えできれば、お願いします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをいたします。

確かに事業を説明をさせていただくときにはそういった質問も出てまいります。畦畔の部分、耕地面積から減ってしまうというのもございますし、それから草刈り等の作業も非常に重労働である、いうところで、そういった意見も出されてまいります。

しかしながら、国の工事の基準といたしましては、畦畔につきましては、コンクリート畦畔は、できないという状況になっております。もちろん、なぜできないかというところにつきましては、こちらが推測するほどでしかないんですけども、やはり、経費の問題ということもあろうかと思えますし、それから畦畔等をいろいろと入れていくことにより、基盤さえそろえておけば、いろんな形に田んぼが形成できる。それをいらなくなれば、どんどん取っ払っていくこともできる。それを簡単にできるという、そういった裏の事情もあろうかと思っております。

基本的には、国の考え方としては、コンクリート畦畔いうものはできないということになっておりまして、それについては、事業を持っていくときには、理解をしていただくように、こちらでも丁寧に説明をしているという状況でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第12、議案第69号吉賀町農業競争力強化基盤整備事業分担金徴収条例の制定についての質疑は保留しておきます。

日程第13. 議案第70号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第70号吉賀町農業委員会の委員等の定数等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第70号でございます。

吉賀町農業委員会の委員等の定数等に関する条例の制定について。

吉賀町農業委員会の委員等の定数等に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。平成29年12月8日提出。吉賀町長岩本一巳。

なお、詳細につきましては、事務を所管をいたします産業課長のほうから申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、議案第70号につきまして、詳細説明をさせていただきたいと思います。

去る12月1日の全員協議会の中でも、御説明を申し上げたところなんですが、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、吉賀町におきましても、来年、平成30年5月23日より、新制度に基づきました農業委員会の組織または活動、そちらに移行する必要がある場合がございますので、そのための新条例の制定及び関係する条例の一部改正なり廃止、こういうものを行うものでございます。

それではまず、条例の本則のほうですが、第2条のほうで、農業委員会の定数を12人としております。

第3条では、農地利用最適化推進委員の定数を11人としております。

第4条では、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に対しまして、吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例に規定します報酬のほかに、農地等の利用の最適化の推進のための活動実績及び成果実績に応じた実績報酬の支給について定めをしております、第2項で活動実績に応じた報酬の年額の上限を7万2,000円、成果実績に応じた報酬の年額の上限を16万8,000円としております。

それから飛ばしまして、附則のほうでございますが、第1項でこの条例の施行日を平成30年5月23日としております。

第2項では、本条例の制定に伴いまして、従来の吉賀町農業委員会の委員の定数に関する条例、この条例の廃止を定めております。

第3項では、吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正を定めておりまして、別表第1の中で、「農業委員会委員長」を「農業委員会会長」という呼び方に変更をしております。また、農地利用最適化推進委員を新しく設けまして、報酬の年額を委員と同額の年額20万1,900円としております。

第4項のほうですが、この農業委員会等に関する法律の改正によりまして、準ずるとなるところは出てくる場所がありますので、吉賀町証人等の実費弁償に関する条例というものがございますが、その中の第1条中の「農業委員会等に関する法律第29条第4項の規定に基づき」を「農業委員会等に関する法律第35条第4項の規定に基づき」に改める上位法の改正による、一部改正をしております。

以上、制定が1件と一部改正が2件、廃止が1件の4つの条例について、本条例の中で定めて

おります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この条例で、これまでの農業委員にあわせて、農地利用最適化推進委員というものも、このたび、そういう委員も設けるということですが、農業委員と、それから推進委員のやることの違いについて、少し整理して御説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

法でいきますと詳しいことが書いてございますが、簡単に述べますと、この法令上では基本的には、農業委員さんは、いわゆる農地転用等許可、そういう許可事務等を中心に最適化推進事業も一緒に行うということで、新しくできました最適化推進委員に関しましては、最適化に関する現場の活動を中心にやるということになっておりますが、前回の全員協議会の中でも御説明をいたしました。実際に動くのは、委員さんも推進委員さんも同じような動きをしていただきたいということをお考えの次第でございます。

ただ、農業委員会の総会で、農地転用等の許可のいわゆる採決ということで、権限ですが、それについてはございませんので、意見を述べるということに、その辺の違いが出てくるということだろうというふうにお考えしております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 法律上はということと、実際にはということで御説明をいただきました。

例えば、農地利用最適化推進委員というのは、やることの中身として、遊休農地の発生防止、解消、それから農業への新規参入の促進、それから担い手への農地利用の集積・集約化ということが推進委員の仕事の主なものとして、農林水産省のほうは挙げております。このことにつきしましても、新しい農業委員の皆さんもそのことをやっていただきたいというのは、先ほどの説明であったというふうに理解をしておりますが、実際に、担い手への農地利用の集積・集約化というのが、今、町内の担い手となっておられる方の状況を幾つか見ますと、余力のある担い手の方というのがなかなか見受けられない中で、どのような形での取り組みができるのか、今後の中で検討をされていくんであろうというふうに考えますが、その中で特に今、農業委員会の事務局、1人で事務をしておられますが、この条例等制定とあわせて体制の変更、そういうものはあり得るのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

議員さんが言われるとおり、町内の担い手と位置づけられておる方が現状で、今後どの程度集積ができるか、これにつきましては大変厳しい状況ということにつきましては、認識をしておるところでございます。

圃場整備等もあわせまして、今後の集積の仕方等につきましては、考えていく必要があるかというふうに考えております。

また、事務局の体制につきましては国のほうから、この法律の改正等に基づきまして、事務局体制の強化というのは求めておられるところではございます。人数的なところにつきましては、ちょっと今、お答えするわけにはなりません。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 後段の事務局体制のことでございますが、これはあくまで農業委員会、行政委員会でございますので、我々、町長部局とは異にする組織ということでございます。

今、新しい農業委員会制度が始まって、吉賀町の場合は、来年の年明け5月の23日からスタートすると。物事が新しく動き始めるということでございますので、これは状況を見ていただいて、農業委員会、行政委員会のほうで、そこら辺の判断をしていただいて、必要があればそちらのほうからまた、御要望があるのかなというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今度の新制度になって、農業委員の過半数は認定農業者であるということが基本ということではありますが、前回の全員協議会で、認定農業者は現在、25名という説明がありましたが、この認定農業者については、ここの先ほどの後継者不足ということもありましたが、認定農業者の人数について、ここ何年かはふえているのか減っているのか、あるいは申請があるのかないのか、それについてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

認定農業者の数につきましては、ふやすようにいろいろ努力はしておりますが、この四、五年につきましては、二十四、五名と数字的には変わっておりません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第13、議案第70号吉賀町農業委員会の委員等の定数等に関する条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

ここで5分間休憩します。

午前11時27分休憩

.....
午前11時36分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

.....
日程第14、議案第71号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第71号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第71号でございます。

吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

吉賀町長等の給与等に関する条例（平成17年吉賀町条例第39号）の一部を別紙のとおり改正する。平成29年12月8日提出。吉賀町長岩本一巳。

なお詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから申し上げますので、よろしく願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第71号の詳細説明を行います。

参考資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、現在国会のほうで、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律と、いうように審議中でございますけれども、11月のところで閣議決定がされて、今開催されている国会に提案中のものがございます。まだ、可決にはなっておらないと思っておりますけれども、その内容と同じ内容で、今回この条例の改正を行いたいというものでございます。

第5条の改正につきましては、期末手当に関するところの条文でございまして、年間の支給率3.25月を3.30月分に0.05月引き上げるもので、具体的には下線のところですけども、6月の支給率を100分の155から100分の157.5、12月の支給率を100分の170から100分の172.5に改正するというものでございます。

条例のほうの附則のところを見ていただきますと、施行日については、公布の日からということで、平成29年4月1日にさかのぼって、適用するというようにしておるものでございます。

以上で、議案第71号の詳細説明を終わります。よろしく願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） これは町長の、要は期末勤勉手当を上げるということですが、まあ職員は別として、町長のまで上げにゃあいけないのかと、この国会特別職の手当がどうのこう

のという説明がありましたが、町長等についても、そこまで上げる必要があるのかなあと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。議員はさっきおっしゃいましたように、職員については国の人勧に基づいてやっていますので、国の法律が変わればそれと一緒に上げておりますけども、今回国の法律が変わって年間で0.05月分を引き上げるということなんですけども、吉賀町においては、過去もそういった形で国の特別職に準じて、町の特別職の報酬についても、報酬といっても手当ですね、期末手当の支給、勤勉手当はありませんので期末だけですが、支給率についてもそれと合わせてやっていますので、今回国のほうでそういうことが、法律改正が行われるということで、それに合わせてですね、町の条例についても改正をしたいというものでございますので、過去もそういうふうに来てきたので、今回もそういうふうにやらせていただく。別にやらなくてもそりゃあ問題はないと思うんですけども、それじゃあ何を基準にやるかということもありますので、町とすれば国に倣って同率にしたいということで今回提案をさせていただいておるものでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第14、議案第71号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第15、議案第72号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第15、議案第72号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第72号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町職員の給与に関する条例（平成17年吉賀町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。平成29年12月8日提出。吉賀町長岩本一巳。

これにつきましても、詳細につきましては、所管の総務課長のほうから説明いたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第72号吉賀町職員の給与に関する条例の一部改正について説明を行います。

参考資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

この条例改正につきましても、ことしの人事院勧告、8月8日に勧告がなされましたけども、それに基づいて国会のほうでは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律ということで、今閣議決定されて本国会に提案されておるものでございます。これもまだ同様に議決にはなっておらないと思いますけども、今国会中で議決になるものというふうに思います。

これに基づいて今回の条例改正も行うものでございます。

改正の中身でございますけども、第21条で勤勉手当の改正でございます。第2項の支給率について、第1号では再任用以外の職員、これを年間100分の85から100分の90に、改正をするというものでございます。それぞれ6月と12月の支給日がありますので、年間で100分の10、0.1カ月分の改正となるものでございます。

第2号では再任用職員について100分の40から100分の42.5に改正をするというもので、これも同様に6月と12月に支給日がありますので、年間で100分の5.0、0.05月分の改正というものでございます。

資料6ページからは別表にということで、給料表の改定でございます。ことしの人事院勧告に基づいて改正をするものでございます。

国のほうでは平均改定率0.2%、金額で400円程度ということで、初任給について1,000円ということで、若年層に厚い配分というふうになっております。

それから、議案のほうの最後のところに、附則がついてございますけども、第1項につきましては施行期日ということで、公布の日からの施行とし、平成29年4月1日から適用ということで、ことしの4月1日にさかのぼって適用するというものでございます。

第2項については勤勉手当と給料表の改定をさかのぼって適用することにより、既に支給された勤勉手当と給料については、改正後の規定による手当、給料の内払いとみなすというものでございます。

以上で、議案第72号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑をします。

質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ちょっと先ほどの町長の給与の件と、今の同じことになるんですが、4月1日にさかのぼるということですね、中谷前町長、いらんことですが、ああいうものはさかのぼって支払うちゅうことにならんと、どういう見解になるわけですか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。4月1日にさかのぼりますので、4月以降に支払われた、町長の場合は手当だけですが、職員の場合ですと給料も影響しますので、そこ、支払い実

績がある人については全てが対象となります。したがって、中谷町長も勤勉手当の改正は対象となります。期末手当ですね。済いません。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 1カ月ぐらい前に新聞に出りましたが、若干関連しそうなるかと思いますが、正規職員でなくて非常勤職員ですか、嘱託職員についてのボーナスについて、支払うという自治体もふえてきたということが、新聞に載っていましたが、当町につきましての、非常勤職員についての賞与についての現状というんですか、今後についてをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。非常勤職員、臨時職員についてはですね、根本的な制度改正が平成32年から行われます。ですので非常勤の職員でありますと今度、会計年度任用職員という名前が変わりますけども、そういったことになると、大体その今よりか、もう明らかに違いますし、給与制度そのものも改正というか、全面改正しなきゃいけないと思いますので、そうすると町の条例も、条例、要綱だったかもしれませんが、それも改正しなきゃいけなくなります。ですので今現段階は非常勤職員の方については、日額の方がほとんどですけども、中には月額の方もいらっしゃいますけども、そういった方についてもですね、制度も統一する必要もありますし、金額もある程度、どういった金額にするのか、そういったことも検討していかなくちゃいけません。その際に今度は一時金ですね、今のような手当、いわゆるボーナスの部分についても、今度からは支給ができるようになりますので、現在は国の通知の中では支払っていけないということになってますので、町もそれにならって今は支給はありません。が、今度だから32年の改正に向けて、これは全国的な制度改正ですので、それに向けてはもう当然、今まだやってませんけども、来年度からもうとにかく改正の作業に取りかからないと、32年度に間に合わないと思いますので、そういった作業に取りかかっていく予定となっております。今はだから支給の実績はありません。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 現在は支給はしていませんが、32年度制度改正に向けて、今後はあり得る、というような回答でよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。まさにそのとおりでございまして、出すと言っても今ははっきりは言えませんし、出せるという制度ですので、必ず出さなきゃいけないというものでもありませんので、その辺も含めてですね、今後検討していかなくちゃいけないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 町長と職員の給与に関して、この4年間たしか2回ほど、こういった事案があったと思うんですけど、その中では給与の引き上げばかりだったんですけど、それ以前に給与の引き下げということがあったでしょうか。

と、もう一点、やはり現状、住民感情といいますか、そういった気持ち的などこも含めまして、やはり公務員が、ここだけじゃなしに、公務員の給料が上がれば、いろいろまあ、感情を持つ方もいろいろおられると思いますけど、そういったとこの御理解といいますか、どういう考えでおられるでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。先ほど町のところでも言いましたけども、吉賀町、旧柿木村、六日市町通じて一緒なんですけども、なかなか給与制度というのは、独自の制度というのは、難しい実態がございますので、国の人事院勧告に基づいて給与制度の、給与の改正等もですね、それに基づいて行ってるというのが実態でございます。これは吉賀町に限らず、他の自治体でも同じだろうと思いますけども、そういったことでやっているのが現状でございます。引き下げについてはですね、何年前ですかね、三、四年前だったと思いますけども、下げる、2万円近く月給を下げる勧告が出されておりますので、それに基づいて今の給料表もですね、その当時比べると、下がった給料表になってます。ただそのときの特例といいますか、そういったことで一気に下げるんじゃなくて、今もらってる給料は当面4年間は保証します、というのがありましたので、今その状態です、そういったことで、その当時もらってた給料を今、だから本当は下がるんですけども、同じ金額で支給してるという職員の方は何人かはいらっしゃいます。ただ3年前だったと思いますけども、給料表自体が下がった勧告はありましたので、その当時はだから、それに基づいて給料表自体は下げるような条例改正も行っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 4月1日にさかのぼるとありますが、さかのぼった場合に費用、負担増となりますが、これは地方交付税の対象になるんですか。ならないのですか。そこをお願いします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。交付税の対象になるかということですが、地方交付税自体、算定がことしはもう終わってますので、ことしの分に反映はないと思います。ただ、来年以降のところではですね、職員の給与は交付税の中の算入計算根拠に入ってますので、その部分では反映されるというように思ってますが、ことしの分はもう金額が確定してますので、ことし上がったから、はいじゃあことしの交付税が上がるということにはならないと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ということは、逆にこの条例公布の日から施行するとしても、交付税は変わらないということですね。

それともう一つ、今こうやって上げるということ、町民の感情はどのようなのか調査されたことはありますか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。前段の部分は御指摘のとおりでございますので、もうこれ今回の補正予算も提案しておりますけれども、それについては町のほうの持ち出しということで、そのために幾らか留保財源というか、そういうことで交付税も全額を当てないように、幾らか決定額に対する予算に反映するのは、幾らかこう余裕を見ておるといいですか、残しておるといふ予算編成の仕方もしてしますので、そういったところから、財源の捻出はしていくということでもあります。

それから、町民の意識調査といいですか、そういったことまでは実際やってませんけれども、先ほど三浦議員が言われたように厳しい、そういった声があるのは事実だろうというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ということはですね、4月1日にさかのぼらずに公布の日からということになったときには、予算の組み替えをされる用意はございますか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。この条例が、仮にこのとおりでないということになれば、当然予算も改めなきゃいけないと思いますので、今回の補正予算は、この条例改正に基づいて必要になる金額を、補正予算で計上してしますので、条例が通らないということであれば、当然予算のほうも、変更しなくてはいけないというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第15、議案第72号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで、午後1時までの昼休み休憩とします。

午前11時56分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、午前中の会議に引き続き午後の会議を再開いたします。

.....

日程第16. 議案第73号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第73号平成29年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、補正予算書の表紙をめくっていただきまして、議案第73号でございます。

平成29年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成29年度吉賀町水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、平成29年度吉賀町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益、2億4,839万8,000円に101万1,000円を補正いたしまして、2億4,940万9,000円。内訳でございます。第1項営業収益、1億1,166万円に101万2,000円を補正し、1億1,267万2,000円。第2項営業外収益、1億3,673万8,000円に1,000円の減額補正で1億3,673万7,000円。

続きまして、支出でございます。

第1款水道事業費用、2億5,143万8,000円に683万8,000円を補正し、2億5,827万6,000円。内訳といたしまして、第1項営業費用2億1,429万1,000円に599万4,000円を補正し、2億2,028万5,000円でございます。第2項営業外費用3,241万円に84万4,000円を補正し、3,325万4,000円でございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、「不足する額3,598万7,000円は、減価償却費等の現年度分損益勘定留保資金3,598万7,000円で補填するものとする」を「不足する額3,598万7,000円は、引継金及び引継未収金3,598万7,000円で補填するものとする」に改める。

第4条、予算第4条の2中、未収金及び未払金の金額「2,000万円及び1,700万円」を「2,261万1,000円及び157万3,000円」に改める。

第5条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、1,625万5,000円に19万7,000円を補正いたしまして、1,645万2,000円でございます。

平成29年12月8日提出、吉賀町水道事業管理者岩本一巳。

以下、詳細につきましては所管をいたします建設水道課長のほうから御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） そういたしますと、私のほうから議案第73号の平成29年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。説明に入ります前に、けさ方の差しかえにつきましましては大変失礼いたしました。申しわけございませんでした。

差しかえの内容について説明をさせていただきたいと思います。差しかえの正しいほうと、それから古いほうを、差しかえ前の分をちょっと見ていただけたらと思います。

差しかえ前のほうにいたしまして、最初、73号の議案のところをごらんいただきたいと思います。第2条の下に予算が書いてございますが、その支出の下に一番最後のところ、第3項特別損失とございます。この部分については今回補正はございませんので、ここを削除したところとございます。新しい分については削除しております。

それから、説明書を、次のページをはぐっていただきまして、ここから字句等を訂正をさせていただいております。それから、金額的なものが、これ以降変わっておりますが、これから説明をさせていただきます補正に関しまして、1ページ、収益的収入及び支出の欄でございまして、上の表でございます。その中の項の2営業外収益というのが中段ぐらいに書いてございます。それをずっと横に行ってもらいますと△の1,000円というふうに計上してございます。これは、その下、目1の受取利息及び配当金でございます。この1,000円分につきましては、取り扱い金融機関の利息でございます。この部分の1,000円分を頭出しとして今回補正をさせていただくんですが、その1,000円分の内容が、これ以降あります、2ページ以降ずっとありますようにキャッシュフロー計算書、それから8ページの予定損益計算書、それから9ページの期末の貸借対照表等に、この1,000円が反映をされておりました。その部分を訂正をさせていただいたという内容になっておるところでございます。大変申しわけございませんでした。

それでは、新しいといいましょうか、正しいほうの予算書をもって説明をさせていただきたいと思います。

まず、最初の議案のところでございます。第3条でございます。予算第4条本文括弧書き中、「不足する額3,598万7,000円は、減価償却費等の現年分損益勘定留保資金3,598万7,000円で補填するものとする」を、「不足する額3,598万7,000円は、引継金及び引継未収金3,598万7,000円で補填するものとする」に改めるということでございます。

これは、4条、収支の不足をする部分というところで、減価償却費をもって充てるというところで当初の予算のところの説明をしたところとございますが、今回、ページを進んでいただきまして、7ページをお開きください。平成29年度吉賀町水道事業開始貸借対照表をごらんいただきたいと思います。この部分につきましては、予定となっておりますものが金額確定をいたしましたので、貸借対照表を改めて載せているところとございまして、この部分の大きな項の2、

流動資産というところがございます。下がったところに流動資産とございます。その流動資産

(1) 現金預金とございますところを横に流れていただきますと、2,838万5,058円という数字が上っております。このお金につきましては、昨年の簡易水道会計から、この公営企業会計へ移りました。そのときは打ち切りの予算を使用しておりましたので、3月31日をもって予算自体が公会計へ移行いたしました。そのときの引き継いだときのお金、現金、簡単に言えば預金とございます。そのお金と、それからもう一つはその下にございます(2) 未収金2,261万1,047円の数字が上がってございます。この部分につきましては3月で打ち切りましたので、3月の部分で調定をしております料金収入等を反映することができませんでした。そのお金を確定しましたので、その確定の金額が上がっておりますけれども、このお金の一部、この2つのお金を持って充てることとするということに改めさせていただいたという内容でござ

います。それから、4条部分でございます。最初のページに戻っていただきまして、議案の4条でござ

います。予算第4条の2中、未収金及び未払金の金額「2,000万円及び1,700万円」を「2,261万1,000円及び157万3,000円」に改めるというものでござ

います。この部分につきましては、先ほど御説明をいたしましたけれども、2,261万1,000円は先ほどの未収金とござ

います。これが確定したというものでござ

います。それから、157万3,000円につきましては、1,700万円の計上しておりましたけれども、この金額に改めたいというものでござ

いまして、これは今度は打ち切りの予算であったために支払うことができなかった部分のお金を確定をいたしましたというものでござ

いまして、主に電気代であるとか、それから電話料等々の金額が確定をし、157万3,000円に改めたというものでござ

います。それから、ページを進んでいただきまして、終わりから2ページ目でござ

います。今回補正をさせていただきますというところの収益的収入及び支出の欄につきま

しての詳細の説明をさせていただきますと思います。

まず、上の段でござ

います。11ページでござ

いますけれども、上の段、収入でござ

います。款の1水道事業収益、項の2営業収益、目の1給水収益でござ

います。ずっとページを右に流れていただきまして、分担金とござ

います。この部分につきましては、当初14戸、水道の加入料を予定をしてお

りました。予算化してお

りまして、64万4,000円を計上してお

りましたけれども、今日までに22戸の申し込みがござ

いました。これによりまして、金額が101万2,000円となりましたので、実績に合わせ補正をさせていただくものでござ

います。それから、その下でござ

います。項の2営業外収益とござ

います。目の1受取利息及び配当金とござ

います。右に見ていただきまして、1,000円を補正させていただくものでござ

います。これは、先ほど反映されてお

りませんでしたという内容の預金の利息でござ

いますけれども、一

般会計といいたしましうか、官庁会計につきましては取り扱ひの金融機関の利息がつかないものを使用しているようでございます。ただし、水道につきましては金額も少額であるということもございましたので、諸々の事情を勘案して利息のつくものにしております。その関係で利息がつくということございまして、頭出し金といたしまして1,000円の補正をしたいというものでございます。これは、本来なら当初予算に上げておくべきものでございまして、漏らしていたものでございます。申しわけございませんでした。

続きまして、目の2雑収益でございます。予算といたしましては1,000円、補正額といたしましてはマイナスの1,000円、よって予算額はゼロということございまして、右に見ていただきまして、消費税還付加算金、それからその下の、同じように消費税還付金とございます。これにつきまして、収益によって消費税が還付ないしは納付という形になるわけございまして、今回は還付はいただけないということになりましたので、この部分から1,000円の予算を減額をするというものでございます。

続きまして、支出のほうでございます。その下、支出でございます。

款の1水道事業費用といたしまして、目1営業費用、目の1原水及び浄水費でございます。既決予算が2,928万4,000円に対しまして、補正予算が126万4,000円、合計いたしまして3,054万8,000円でございます。内訳といたしましては、節23の工事請負費でございます。六日市浄水場シーケンサー交換工事ございまして、126万4,000円を計上させていただいているところでございます。

このシーケンサーの交換でございますけれども、実は六日市浄水場におきまして、一時不具合が発生をいたしました。これにつきましては、すぐに復旧をしたんでございますけれども、業者のほうに今回の事故といいたしましうか、故障の原因を聞きまして、実は開設当時から使っている、簡単に言いますと水位をコントロール、それから水量をコントロールする、ポンプを動かす、そういった一連の流れの中の装置といいたしましうか、浄水場に座っております我々がいつも見ている基盤でございます。これがもう既に、製作当時から変更といいたしましうか、修理されていないというところ非常に不安定であるということございまして。今とまるかもしれませんし、数年かかる場合もありますし、数カ月のこともありますということで、非常に微妙ではございましたけれども、不具合等も発生をしてきたということで、これがとまりますと自動運転ができなくなるばかりではなくて、手動での切りかえもきかなくなりますので、結果、六日市の水道の供給がストップをしてしまうということにもなります。そういった関係もございましたので、大事を見ましてといいたしましうか、緊急的に改修の修繕工事をしたいということで、今回、交換工事を補正をさせていただきたいというものでございます。

それから、その下でございます。目の2配水及び給水費ございまして、既決予算額が

1,557万円、補正予算額が162万円、合計いたしまして1,719万円でございます。修繕費でございますけれども、これにつきましては、現在までのところで修繕費が243万円何がしのお金が、既にもう支出をしているところでございます。例年よりも多いといひましようか、他の予算、合計いたしまして修繕費を311万円ほど予算化をしているところでございますけれども、もう既に243万9,882円の支出を見ているところでございます。これについては、緊急修理といたしまして、漏水、給水管の補修、それから伸縮装置の補修等々の金額に充てているものでございますけれども、もう予算が、簡単に申しまして尽きかけているという状況になっております。これにつきましては、平成27年度、平成28年の1月ごろに発生をいたしました大寒波——皆様方も記憶に新しいかと思ひますけれども——その寒波のときの影響がまだ残っているものというふうを考えておるところでございます。通常ですと30件から40件あたりの修繕工事で済んでおるんですけれども、現在までのところで、もう既に56件等の修理を行っているという状況でございます、この冬の寒波等の修理に備えるということも含めまして、今回補正をお願いをしておるところでございます。

それから、目の3総係費でございます。既決予算といたしましては3,423万1,000円、今回補正させていただきたい額が193万1,000円、合計いたしまして、3,616万2,000円でございます。右に見ていただひきまして、主な内容につきましては、給料でございますけれども、これは給与改定によりますところの補正でございます。

それから、節の19でございます。委託料でございます。会計支援業務といたしまして162万円を計上させていただいております。現在、公会計へ移行する前、それから移行後ということで、支援業務を債務負担いたしまして受けているところでございます。がしかしながら、この業務の中に消費税に関する支援業務が含まれておりませんでした。今回、消費税の支援業務を受けるといふところで業務委託の金額を計上させていただいたというものでございます。

それから、4番の減価償却費でございます。減価償却費にいたしましては、既決予算額といたしまして1億3,520万6,000円を計上しております。補正といたしまして117万9,000円でございます。合計いたしまして1億3,638万5,000円ということでございます、有形固定資産の減価償却費でございます。これについて、構築物といたしまして117万9,000円を補正するものでございます。

それから、営業外費用でございます。項の2営業外費用でございます。目の1支払利息及び企業債取扱諸費でございます。既決予算といたしまして2,436万4,000円、今回、補正が34万2,000円、合計いたしまして2,407万6,000円でございます。

節の1といたしましては、企業債の利息でございます。今回、この34万2,000円につきましては、補正をさせていただく分につきましては、当初部分での金額が変更になったというこ

とでございます。これにつきましては計上のミスというところでございます、大変御迷惑をおかけしまして申しわけございません。内容につきましては計上のミスでございました。申しわけございませんでした。

それから、2の項目でございます。消費税及び地方消費税でございます。既決予算額といたしまして794万6,000円、補正予算額といたしまして40万2,000円、計いたしまして834万8,000円でございます。

節の1といたしましては、消費税及び地方消費税でございます。これは、中間申告分ということでございます。消費税につきましては、前年度分の消費税をもって確定申告をして、それを今年度支払うという流れになっておるところでございます、今年度、確定の申告を9月に済ませたところでございます。その関係でございます、今回3月分までの中間申告分といたしまして、その実績を見まして40万2,000円の約2分の1に当たる金額を中間申告分として補正をしたいというものでございます。

それから、目の3雑支出でございます。既設予算額が10万円、今回、補正予算額が10万円、合計いたしまして20万円でございます。

節の99その他雑支出でございます、過年度分の還付金10万円でございます。この過年度分還付金と申しますのは、漏水等が発生いたしますと定額分のお金を歳出をいたしまして還付をするということになっておりますけれども、これが年度をまたいでしまったものも多々あるものでございます。これは、漏水をしとったんだけど、直すのが遅くなったとか、それから漏水の申請はあったんだけど、なかなか認定水量、つまりは御本人さんが常時使う水量を認定するに当たりまして、なかなか難しい、水量が出てこないという、そういう確定ができなかった場合に、どうしても年度をまたいでしまうということがございます。その分につきまして、収入のほうから還付することはできませんので、予算をもって過年度分の還付金とすることでございますけれども、その還付金の予算が不足をしてまいりましたということで、10万円の補正をお願いしたいという内容のものでございます。

以上でございます。以上をもちまして、詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、今の説明にありました11、12ページのところで、これのうちの支出の総係費で19番目の委託料、会計支援業務162万円ということで、消費税の支援業務は入れていなかったという御説明だったと思います。この消費税の支援業務というのは年間を通じて行われる支援業務というか、その業務の中身自体もちょっとわかりにくいので、

もう一度どういう業務なのかという点を説明願います。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問について説明させていただきます。

企業会計、非常に複雑でございまして、なかなか支援がなければ立ち行かないというのが正直な現実でございまして。これまでのところでは、いろんな支援を受けながら企業会計に移行していくまでのところでの支援、それから今日のように29年度の初頭で企業会計へ移行いたしましたけれども、その移行した中での支援というところがございました。

今回、消費税の部分での支援ということにしておりますけれども、これから発生する部分についてということになりましても、消費税の部分については、前年の分をまた引き継いで、今回きちっとしていくという内容のものでございます。そういった部分で、仕分け等非常に難しい、例えばかかるもの、かからないもの、それからもらっているもの、返すもの、返さないもの、そういったものの仕分け等も非常に複雑になってまいります。そういった部分については、どうしても公認会計士の支援を受けなければならないというところがございます。その部分につきまして改めて今回消費税の部分といたしまして支援をいただきたいという、委託業務を結びたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 会計上の、特に支出における台帳ですね。要はお金の支出に対しての、工事をしたり、ほかの水道事業にかかわるものの中で、消費税分とかそうでないものとの仕分けをして、台帳上で管理をされていると思うんですが、それは会計のシステムでやれる部分と、そうでなくて、いわゆる帳面づらでやらなきゃいけない部分とそれぞれあるかないか、いわゆる会計のシステムだけではやり切れないものがどのようなものになっているのかという点はわかりますか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをいたします。

個々、個別のその処理の方法につきましては、申しわけございません、私承知をしておりますが、今言いましたようにシステム上で入力をすれば、それが簡単に仕分けられるという性質のものでもございません。消費税が入っているものでも払わなくていいものというものもあったり、そういったことも複雑に絡み合っているようでございまして、その辺については、詳しい内容については、ちょっとこの場で申し上げることができないので御容赦いただきたいと思うんですけれども。そういった複雑なものでございますので、どうしても帳簿等つけていながら仕分けをしていく、その作業上でも非常に難しいものもある。払わなくていいもの、払うもの、いろいろご

ざいまして、そういった部分についていろいろと協議をしながら会計を進めていきたいという趣旨のものでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第16、議案第73号平成29年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第17. 議案第74号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第74号平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第74号でございます。

平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,089万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年12月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。款9繰入金項1他会計繰入金1億2,514万9,000円に107万6,000円を補正いたしまして1億2,622万5,000円。これに伴います歳入合計は9億2,981万7,000円、補正額は107万6,000円でございます。補正後の額は9億3,089万3,000円でございます。

続きまして、2ページ、歳出でございます。款1総務費項1総務管理費2,778万4,000円に23万6,000円を補正いたしまして2,802万円でございます。款2保険給付費項2出産育児諸費126万円に補正額126万円で、補正後が252万円でございます。款11予備費項1予備費749万円に42万円の減額で707万円でございます。これに伴います歳出合計9億2,981万7,000円、107万6,000円の補正で、補正後の額が9億3,089万3,000円でございます。

なお、3ページの事項別明細書以降につきましては、所管をいたしております保健福祉課長のほうから説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第74号平成29年度吉賀町国民健康保険事業

特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

歳出のほうの6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総務費、総務管理費、一般管理費についてでございます。001人件費9万6,000円、こちらにつきましては、午前中のほうに提案をさせていただきました職員の給与条例一部改正に関連するものの予算額を計上させていただいております。

続きまして、062一般管理事務費14万円でございます。こちらにつきましては、税制改正によりまして、平成29年度分以降の医療費控除の申告方法が変更されまして、保険者から通知をされる医療費通知で申告が可能となります。これの改正に対応するため、島根県国保連合会への委託料として3万4,000円、作成されました医療費の郵送料ということで通信運搬費10万6,000円を計上させていただいているものでございます。

続きまして、中段のところの保険給付費、出産育児諸費、出産育児一時金についてでございます。こちらにつきましては、出産育児一時金として126万円を計上させていただいております。当初予算におきまして、この一時金につきましては3名の出産ということで計上させていただいておりますが、年度末までのところで、さらに3名の被保険者の方の出産が見込まれるということでございますので、3名分を追加をさせていただきましたものでございます。

それで、5ページのほうに戻っていただきたいと思います。歳入についてでございます。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金でございますけれども、まず職員給与費等繰入金につきましては、先ほどの給与改定分の9万6,000円と、その他事務費繰入金といたしまして、先ほどの医療費通知の関係に絡む部分を14万円繰り入れをさせていただいております。

それから、出産育児一時金繰入金といたしまして、この部分の財源につきましては3分の2ほどは町の負担ということになりますので、126万円の3分の2、84万円を一般会計のほうから繰り入れをさせていただきます。

そして、6ページに戻っていただきまして、国保財源分といたしまして、11の予備費のほうの部分を42万円減額させていただきまして、出産育児一時金の残りの財源に充当させていただくというのが今回の補正の内容でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第17、議案第74号平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第18. 議案第75号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第75号平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第75号平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,642万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年12月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページでございます。第1表歳入歳出予算補正、歳入、款4繰入金項1一般会計繰入金4,525万4,000円に2万9,000円を補正いたしまして4,528万3,000円、款6諸収入項2償還金及び還付加算金19万9,000円に10万円を補正いたしまして29万9,000円。これに伴います歳入合計は9,629万7,000円に12万9,000円を補正いたしまして9,642万6,000円でございます。

続きまして、2ページ、歳出でございます。款1総務費項1総務管理費、補正前の額でございます728万8,000円に2万9,000円を補正いたしまして731万7,000円でございます。款3諸支出金項1償還金及び還付加算金20万円に、補正額10万円で30万円でございます。これに伴います歳出合計9,629万7,000円、補正額が12万9,000円で、補正後が9,642万6,000円でございます。

なお、3ページ以降の事項別明細書後につきましては、所管をいたします保健福祉課長のほうから説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第75号平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。歳出についてでございます。一般管理費の001人件費2万9,000円につきましては、先ほどの国保会計補正予算と同様の職員給与の改正に係る部分でございます。

続きまして、諸支出金、償還金及び還付加算金、保険料等還付金についてでございます。10万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、被保険者の方の修正申告に

よりまして税情報が変更になりました。これによりまして、既に納付済みの平成28年度保険料が大幅に減額更正されたことによりまして、既に納付済みのため、過誤納分ということで返還が必要になってまいりましたので、そちらのための還付金を歳出で予算化をさせていただいたものでございます。

5ページに戻っていただきまして、歳入につきましては、一般会計繰入金ということで、先ほどの職員給与費に係る部分の繰入金を2万9,000円、それと先ほどの保険料の還付に係る部分でございますけれども、島根県広域連合のほうに既に納付済みでございますので、こちらのほうから10万円を返還をしていただきまして、そちらのほうを歳入として計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第18、議案第75号平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第19. 議案第76号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第76号平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第76号平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億503万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年12月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページ、第1表でございます。歳入歳出予算補正、歳入、款3国庫支出金項2国庫補助金1億1,703万2,000円に46万円を補正いたしまして、1億1,749万2,000円、款7繰入金項1他会計繰入金1億8,315万円に77万4,000円を補正いたしまして、1億8,392万4,000円でございます。これに伴います歳入合計11億380万5,000円に123万4,000円を補正いたしまして、11億503万9,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。款1総務費項1総務管理費3,756万1,000円に123万4,000円を補正いたしまして、3,879万5,000円でございます。伴います歳出の合計は11億380万5,000円に123万4,000円を補正いたしまして11億503万9,000円となるものでございます。

なお、事項別明細書以降につきましては、所管をいたします保健福祉課長のほうから詳細の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第76号平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。歳出についてであります。

総務費、総務管理費、一般管理費の061人件費21万9,000円につきましては、先ほどの国保・後期特別会計と同様の職員給与の改定に係るものでございます。

続きまして、062一般管理事務費101万5,000円についてでございます。こちらにつきましては、平成30年度から始まるマイナンバー制度を活用した介護保険の被保険者情報と年金保険者の持ちます年金情報との連携対応が可能となるよう、既存の介護保険電算システムの改修と、その導入に向けた専門的な作業が必要となるため計上させていただいております。専門的作業の作業委託料といたしまして5万4,000円、それからシステムの開発経費といたしまして、島根県全体の導入経費を団体ごとの均等割の部分と人口割で算定した負担金が吉賀町の場合96万1,000円になりますので、こちらの負担金を計上させていただいております。

続きまして、歳入予算です。1ページ戻っていただきまして、5ページのほうをごらんをいただきたいと思います。

まず、国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金でございます。こちらを46万円計上させていただいております。こちらにつきましては、当初予算に計上いたしました平成30年度の介護保険の制度改正に必要な介護保険の電算システムの改修費用負担金につきまして、国の補助金の内示がありまして、その補助金を46万円計上させていただいているものでございます。

それから、続きまして繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金でございますけれども、職員給与の改定に係る部分といたしまして21万9,000円、それから事務費繰入金といたしまして、先ほどの一般管理費の事務費101万5,000円の繰り入れが必要となってまいりますけれども、今回、国からの介護保険事業費補助金が46万円見込まれるということで、一般会計からの繰り入れについては55万5,000円ということで、今回予算に上げさせていただいたものでございます。

詳細説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第19、議案第76号平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第20. 議案第77号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第77号平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第77号平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,312万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年12月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページでございます。第1表歳入歳出予算補正、歳出でございます。款1総務費項1施設管理費4,773万9,000円、これは補正額ゼロでございます。補正後も同額でございます。これに伴います歳出合計6,312万円、同じく補正額ゼロで、同額で補正後の金額となっております。

3ページのほうをお開きをいただきたいと思えます。歳出の詳細でございますが、これも、これまでと同じように給与改定に伴う調整でございます。1款総務費1項施設管理費、目1一般管理費1,473万2,000円に6万9,000円補正をいたしまして1,480万1,000円でございます。

右を見ていただきまして、節の2給料3万7,000円、3職員手当等3万2,000円ということで、人件費につきましては6万9,000円の増でございますが、申し上げましたように給与改定に伴うものでございまして、後段の4ページから7ページの給与費明細書のほうを御参照いただきたいと思えます。

目2財産管理費3,300万7,000円、これから6万9,000円の減額補正を行いまして3,293万8,000円でございます。

節25積立金、減額の6万9,000円、これは小水力発電事業基金積立金の減額でございます。

これに伴います補正前の額でございますが、4,773万9,000円、補正額はゼロで、補正後の金額も同額でございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本件については、詳細説明は行いません。

提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第20、議案第77号平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第21. 議案第78号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第78号平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第78号平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,242万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年12月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

1 ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正、歳入、款1繰入金項1他会計繰入金1億3,355万1,000円に9万2,000円の補正を行いまして、1億3,364万3,000円。これに伴います歳入合計でございます。2億3,233万6,000円、補正額9万2,000円で2億3,242万8,000円でございます。

2 ページ、歳出でございます。款1下水道事業費項1施設管理費7,080万5,000円に9万2,000円を補正いたしまして、7,089万7,000円。これに伴います歳出合計は2億3,233万6,000円、9万2,000円の補正を行いまして、補正後が2億3,242万8,000円でございます。

続きまして、6ページをお開きをいただきたいと思います。歳出の内訳でございます。これにつきましても給与改定に伴うものでございます。

1 款下水道事業費1項施設管理費、目1施設管理費7,080万5,000円に9万2,000円を補正いたしまして、7,089万7,000円でございます。横に見ていただきま

して、節の2給料1万2,000円、3職員手当等2万6,000円、4共済費5万4,000円
でございます。都合9万2,000円の人件費でございますが、同様に7ページから10ページ
の給与費明細のほうを御参照いただきたいと思います。

5ページに戻っていただきまして、歳入でございます。1款繰入金1項他会計繰入金、目1一
般会計繰入金1億3,355万1,000円、9万2,000円の補正で1億3,364万
3,000円でございます。合計も同額でございます。節の1一般会計繰入金9万2,000円
でございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本件についても詳細説明はありません。

提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。
6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 下水道ですが、一応七日市地区も下水道が完備したと思いますが、
加入率は、その後どうなったか教えていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 大多和議員、質疑ではありませんが、質問ですが、あえて答えていた
きます。答えてもらうように私のほうで言いましたので、ちゃんと正確な答えを聞くために、休
憩します、ここで10分間。

午後2時01分休憩

.....

午後2時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第21の答弁残りがあります。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと
思います。

接続の件数でございますけれども、平成27年が——七日市地区に限ってでございます——
10件、それから28年が22件、29年が7件、現在のところ7件という状況でございます、
39件の接続があったということでございます。率的には、人口動態調査等をしなければなりま
せんので、正確なところではありませんけれども、全体の戸数から割り算をいたしますと、約
20%弱という状況の接続率でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第21、議案第78号平成29年度吉賀

町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第22、議案第79号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第79号平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第79号平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,239万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成29年12月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款1繰入金項1他会計繰入金5,592万9,000円に32万7,000円補正いたしまして5,625万6,000円でございます。これに伴います歳入合計は7,207万1,000円に32万7,000円を補正いたしまして7,239万8,000円でございます。

続きまして、2ページ、歳出でございます。

款1農業集落排水事業費項1施設管理費2,783万9,000円に32万7,000円を補正いたしまして2,816万6,000円でございます。これに伴います歳出合計は7,207万1,000円に32万7,000円を補正いたしまして7,239万8,000円でございます。

6ページをお開きをください。歳出でございます。

これも給与改定に伴うものと、もう一つは実績によります時間外勤務手当の調整でございます。1款農業集落排水事業費1項施設管理費、目1施設管理費2,783万9,000円に32万7,000円補正いたしまして2,816万6,000円でございます。節2給料1万1,000円、3職員手当等23万1,000円、4共済費8万5,000円でございます。人件費で32万7,000円の増をするものでございます。詳細につきましては、7ページから10ページまでの給与費明細書のほうを御参照いただきたいと思います。

5ページに戻っていただきまして、歳入でございます。

1款繰入金1項他会計繰入金、目1一般会計繰入金5,592万9,000円に32万7,000円補正いたしまして5,625万6,000円でございます。節1一般会計繰入金

32万7,000円を補正するものでございます。

どうか、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本件についても詳細説明は行いません。

提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、歳出、6ページの人件費であります。時間外勤務手当が上がっております。時間外勤務に当たる特徴的な業務について説明を願います。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

現在、下水道の事業につきましては、ここに上げております農業集落排水事業、そして先ほども言いました下水道事業がございます。職員はそれぞれ1人ずつ行っておりますが、下水道の事業につきましては、実は今、新しい職員が当たっておるところでございます。今回の補正につきましては農業集落排水事業のほうでございますけれども、この職員は3年目を迎えたところでございます。いいましたら、2人がなかなかまだなれていない仕事等で、しかもこの農業集落排水事業の職員が水道の徴収業務、それから下水道の徴収業務、それから農業集落排水の徴収業務等も受け持っております。いえば、下の指導をしながら自分の仕事もしているという状況がございまして、今のなれる段階までは少しいびつな関係ができてございまして、そういった関係もございまして、少し時間外手当というところについて補正をさせていただきたいというところが内容でございます。

○議長（安永 友行君） よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第22、議案第79号平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留しておきます。

日程第23. 議案第80号

○議長（安永 友行君） 続きまして、日程第23、議案第80号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 議案第80号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）でございます。

平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,974万

1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億9,674万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成29年12月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。款11分担金及び負担金項1分担金1,618万6,000円に80万5,000円を補正いたしまして1,699万1,000円、款13国庫支出金項2国庫補助金2億1,307万9,000円に115万円を補正いたしまして2億1,422万9,000円、款14県支出金項2県補助金1億6,872万5,000円に600万5,000円を補正いたしまして1億7,473万円、款19諸収入項5雑入4,882万9,000円に1,178万1,000円を補正いたしまして6,061万円でございます。

これに伴います歳入合計でございますが、71億7,700万1,000円に1,974万1,000円を補正いたしまして71億9,674万2,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。

款1議会費項1議会費6,950万3,000円に5万1,000円を補正いたしまして6,955万4,000円。

款2総務費項2総務管理費12億7,271万1,000円から2,046万5,000円の減額補正を行いまして12億5,224万6,000円、項2徴税费5,276万1,000円に39万5,000円を補正いたしまして5,315万6,000円、3戸籍住民基本台帳費1,796万4,000円に14万5,000円を補正いたしまして1,810万9,000円。

款3民生費項1社会福祉費10億2,786万7,000円に2,108万3,000円を補正いたしまして10億4,895万円、項2児童福祉費4億8,694万4,000円に33万3,000円を補正いたしまして4億8,727万7,000円。

款4衛生費項1保健衛生費5億6,636万6,000円に225万8,000円を補正いたしまして5億6,862万4,000円、項2清掃費2億896万5,000円に83万6,000円を補正いたしまして2億980万1,000円。

款6農林水産業費項1農業費3億8,905万円に611万3,000円を補正いたしまして3億9,516万3,000円、項2林業費9,752万9,000円に18万1,000円の補正で9,771万円。

款7商工費項1商工費1億8,871万9,000円に22万円補正いたしまして1億8,893万9,000円。

款8土木費項1土木管理費2億2,588万8,000円に72万3,000円補正いたしまし

て2億2,661万1,000円、項2道路橋梁費4億690万8,000円に8万3,000円の補正で4億699万1,000円。

款10教育費項1教育総務費2億3,897万9,000円、64万1,000円の減額補正で2億3,833万8,000円、項2小学校費8,050万4,000円に28万5,000円の補正で8,078万9,000円、項3中学校費6,946万6,000円に82万8,000円の補正を行い7,029万4,000円、項4社会教育費1億1,145万9,000円に82万2,000円の補正で1億1,228万1,000円、項5保健体育費1億8,678万4,000円、これに対しまして162万7,000円の減額補正を行いまして1億8,515万7,000円。

3ページでございます。款12公債費項1公債費8億6,408万2,000円に811万8,000円を補正いたしまして8億7,220万円でございます。

これに伴います歳出合計は71億7,700万1,000円に1,974万1,000円を補正いたしまして、補正後が71億9,674万2,000円でございます。

4ページ以降の事項別明細書につきましては、所管いたします総務課長のほうから詳細の説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第80号一般会計補正予算の詳細説明を行います。

今回の補正ですけれども、主なものは、歳入では消防の無線工事における益田広域からの返還金1,078万1,000円、農業基盤整備促進事業補助金等の県支出金600万5,000円などでございます。

歳出では老人福祉センターの改良工事費611万9,000円、とびのこ苑の備品購入費542万6,000円、町債の繰り上げ償還金811万8,000円などが主なものでございます。

予算書の前に財源の有効活用事業の説明をしますので、資料の12ページをお開きいただいたらと思います。

今回の補正予算に計上した事業は、補正時期、一番右のところの12月というのがありますけれども、こちらの欄に記載をしたものでございます。合計6事業——1事業、減額もありますけれども——1,361万5,000円でございます。この同額につきまして、ふるさと創生基金を積立金を減額をして調整しているところでございます。

それから、左上のところの丸がついた事業費というのがありますけれども、当初9,150万円、変更後6,990万5,000円となっておりますけれども、全体の事業費を、記載のとおり2,159万5,000円減額をしておるものでございます。これについては今回の補正予算の一般財源の所要額等に充当しておるものでございます。したがって、事業費の残りが371万

5,000円ということになります。

それでは、詳細説明のほうに入りたいと思います。予算書のほうを、まず給与費明細書のほうから説明したいと思いますので、18ページをお開きいただきたいと思います。

まず、特別職です。補正後、補正前、比較とありますけども、比較欄を見ていただいたらと思いますけども、長等のところの期末手当2万9,000円でございますけども、これは、先ほどの条例改正を提案しましたけども、それに基づいたもので2万9,000円の増額となるものでございます。

それから、その他特別職の報酬1名と報酬248万9,000円の増額ですけども、これにつきましては、放課後児童クラブの嘱託職員を臨時職員から組み替えた関係で1名の増となっております。それから、その関係で報酬が208万8,000円増加となっているのと、中学校の校務技術員の報酬40万1,000円で、合わせて248万9,000円の増となるものでございます。

続きまして、一般職です。その下の2一般職のところですけども、総括欄で給料が48万7,000円の増となっております。これにつきましては、19ページの上のところを見ていただきますと、(2)の給料欄48万7,000円ありますが、全額給与改定に伴う増減ということで48万7,000円でございます。

それから、18ページのところへ戻っていただきまして、職員手当720万3,000円の増額となっております。これにつきましては、手当の種類ごとの明細はその下にありますが、扶養手当から退職手当組合負担金まで、それぞれ増額になったものでございます。これの要因につきましては、19ページの先ほどの(2)の下のところの職員手当欄720万3,000円というのがありますが、こちらのほうをごらんいただいたらと思いますけども、制度改正に伴う増減分として337万3,000円、これが給与改定の先ほどの条例改正に伴うものでございます。

それから、その他の増減ということで383万円で、条件変更に伴う増減33万9,000円でございますけども、これにつきましては、出産あるいは結婚による扶養家族がふえたことによる扶養手当と、それに伴う期末手当の増が見込まれるというものでございます。それと、もう1件は町営住宅の、職員が入居したことによる住居手当の増が、この中に含まれております。

それから、事業に伴う増減349万1,000円、これにつきましては、全額、時間外勤務手当の増でございます。不足が見込まれるということで増額をしております。

それから、18ページの真ん中の(1)総括のところへ戻っていただきまして、共済費65万2,000円、これも給与改定に伴う共済組合の負担金が増加するというものでございます。

それでは、具体的に予算書の中身に、説明に入らせていただきます。

歳出のほうから、8ページをお開きいただきたいと思います。8ページからです。人件費のと

ころは、先ほどの給与費明細の内容でございますので、これについてはちょっと飛ばさせていただきます。

2款総務費1項総務管理費、目1一般管理費のところからです。050その他経費、災害補償費というのがありますが、これにつきましては、非常勤嘱託職員の公務災害が発生して、それに対する医療費等が要するというので、その関係の補正予算100万円でございます。これにつきましては、全額保険のほうから補填がありますので、財源の特定財源のところを見ていただきますと、諸収入100万円というのがありますが、これに全部当たります。

それから、人件費は飛ばしまして、続きまして、目の5財産管理費、006基金積立金です。これは先ほど言いました財源の有効活用事業に充当する分と、それから全体事業費を減額したことによる3,521万円の減でございます。

続きまして、目15まちづくり対策費、007電源立地地域対策事業費です。これは今回下期の申請を行いまして、それで、その内容のものをここに計上するものですが、中身は予算の組み替えです。光熱水費は、学校給食費の調理場施設費から、こちらのほうに組み替えたものでございます。後ほど教育費のほうで減額の予算が出てきます。それから、機械器具費、これにつきましては、保健体育総務費の保健体育施設整備事業費から、これも組み替えるものでございまして、250万4,000円をこちらのほうに移しかえるものでございます。これも教育費のほうで、また減額が出てまいります。

それから、目の16定住対策費、003空き家再生事業費、空き家活用集落担い手確保事業補助金、それから空き家家財等処分推進事業補助金、それぞれ不足が見込まれるということで、4件分を見込んでの補正でございます。

続きまして、9ページです。

目20生活安全対策費、003地域公共交通対策費です。普通旅費につきましては、石見空港の2便化の要望等で旅費がかかったというものでございます。

それから、生活バス路線確保対策事業負担金、これは岩国市営錦バスへの負担金48万4,000円、これは金額が確定したことによるものでございます。

それから、その次の生活バス路線確保対策事業補助金、これは日原六日市間の広域線、あるいは町内路線等の、これも収支が確定したことによる142万7,000円の補正予算でございます。

それから、歳入につきましては、県支出金が5万8,000円ありますけども、石見空港の運航支援交付金がここに財源を充当しております。

それから続きまして、1枚めくっていただきまして10ページです。

3款民生費1項社会福祉費で目の2高齢者福祉費です。003老人福祉センター管理費、これ

につきましては、設計業務委託料は水道の改修工事を行うための設計でございます。それから、同様に、それに係る工事請負費が611万9,000円の補正でございます。

それから、005特養とびのこ苑の管理費、施設修繕料は渡り廊下の屋根、玄関の自動ドア等の修繕でございます。90万円でございます。

それから、施設備品購入費、これにつきましては、先日の全員協議会で説明がありました給食調理の内容を変えるということで、それに係る厨房機器の購入経費542万6,000円でございます。

それから、037高齢者福祉施設管理費、改修工事費116万7,000円ですが、これは銀杏の付設作業所のスプリンクラーの設置工事でございます。消防の設備点検で指摘を受けたというものでございます。銀杏にありますけども、この作業所については町のほうで設置したということで、町のほうで予算化をしておるものでございます。

それから続きまして、目4障がい者福祉費、007福祉医療費助成事業費、福祉医療費助成で医療費の増額によるものでございまして、100万円を補正するものでございます。これにつきましては、歳入のほうで2分の1、県のほうからの交付金がございます。

それから、目の6障がい者自立支援費、003自立支援医療助成事業費、これは平成28年度分の補助金の額の確定による国、県への返還金でございます。

それから、005自立支援訓練等給付事業費、11ページのところですが、電算システム開発委託料、福祉総合システムの制度改正に伴う電算システムの改良でございます。230万1,000円でございます。これにつきましては、国のほうから2分の1の助成がございます。

続きまして、2項児童福祉費、目1児童福祉総務費、006放課後児童対策事業費、これは先ほど人件費のところの説明しましたように、臨時雇用賃金から嘱託職員報酬への組み替えでございます。

それから、ちょっと飛びまして、一番下の4款衛生費、項1保健衛生費、目2母子衛生費で、003乳幼児健診事業費です。

12ページのところですけども、健診委託料が減額で、乳児健診が助成11万8,000円ですけども、県外の医療機関の受診者が増加したために、委託料から扶助費へ組み替えるというものでございます。

それから、004子ども等医療費助成事業費、これにつきましては、県の補助金の精算による返還金でございます。

それから、007妊婦健診事業費、これにつきましては、扶助費のほうから委託料へ組み替えをするものでございます。

それから、008未熟児養育医療事業費ですけども、これも28年度分の補助金の精算による

国、県への返還金でございます。

それから、目3予防費の008健康増進事業費、これも県の補助金の返還金でございます。

それから、続きまして2項清掃費、目2し尿処理費、021個別合併処理浄化槽設置事業費ですが、これも設置数が増加したということで、当初見込んだ分では不足するというので、2基分の追加をしたいということでの補正でございます。

それから、めくっていただきまして13ページです。

6款農林水産業費、項1農業費、6農地費一番下のところの030農業基盤整備促進事業費、維持補修工事費ですけども、福川本郷地区の用水路改良工事の増額でございます。530万円。これにつきましては、歳入のほうで県支出金70%、地元負担金15%の計上もでございます。

それから続きまして、めくっていただきまして14ページ、7款商工費、1項商工費、目3都市農村交流費、022墨田区等交流事業費ですが、これは石見空港の利用促進の助成をしておりますけども、その補助金が不足が見込まれるということで、22万円を追加の補正をさせていただきたいというものでございます。

それから、8款土木費、1項土木管理費、目1土木総務費で、021県営事業負担金、急傾斜地崩壊対策事業負担金ですが、柿木の第1地区の追加事業費分でございます。事業費500万円の5%が町負担でございますので、25万円でございます。これにつきましては25万円の5%部分は地元からの負担金もでございます。

続きまして、めくっていただきまして15ページ、下のところの10款教育費、1項教育総務費で、目5学校給食費で一番下の073調理場施設費、光熱水費ですが、これは冒頭、総務費のところへ出てきましたけども、電源立地地域対策事業費の組み替え分、減額134万7,000円でございます。

続きまして、16ページです。

2項小学校費、目2小学校教育振興費、002小学校教育振興費ですが、就学援助費ということで、要保護及び準要保護の援助費でございます。新1年生分を3月に支払うということで、7人分を見込んでの計上でございます。

それから、3項中学校費、目1中学校管理費、003中学校事務局管理費、校務技術員報酬ですけども、これにつきましては、当初11カ月分計上しておりましたけども、夏休み期間はないということで計上しましたけども、やっぱり出勤があったということで、1カ月分が不足するというので40万1,000円の補正でございます。

それから、目2中学校教育振興費、002中学校教育振興費、就学援助費、これも要保護、準要保護の関係で、小学校と同様に9人分を見込んでの補正でございます。

続きまして、めくっていただきまして、17ページ、5項保健体育費、目1保健体育総務費で

す。004保健体育施設費ですけれども、光熱水費は町民プールの光熱水費が不足が見込まれるということで10万円でございます。それから、修繕料につきましては、六日市体育館の玄関の雨漏り修繕が58万円と柿木体育館の照明の電球交換17万2,000円、合わせて75万2,000円でございます。こちらについては、財源の有効活用事業を活用しております。

それから、機械器具費、これは電源立地地域対策事業費への組み替えでございまして、136万1,000円の減額でございます。

それから、保健体育施設整備事業費、005建設工事費ですけれども、これも電源立地地域対策事業費へ組み替えた関係で111万8,000円を減額するものでございます。

それから、続きまして12款公債費、1項公債費、目1元金、003長期債元金ですけれども、町債の繰り上げ償還の元金ということですが、これにつきましては消防署の無線ですが、事業費自体は益田広域のほうに支払いをしておりますけれども、その工事の中で談合があったということで、それに伴いまして強制的に繰り上げ償還をされるものでございます。811万8,000円。これにつきましては、業者のほうから違約金が——歳入のほうでも入ってきますけれども、財源のところを見ていただきますと、諸収入811万8,000円とありますが、業者からの違約金が歳入として入ってくる、広域を通じて入ってきますので、広域からの歳入ということになります。

それでは、歳入のほうに戻っていただきまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

11款分担金及び負担金、1項分担金です。目の5農林水産業費分担金、節1農業費分担金ですが、農業基盤整備促進事業分担金ということで、福川本郷地区の用水路の改修工事15%部分でございます。79万3,000円。

それから、目の7土木費分担金、節の4土木管理費分担金、これにつきましては、柿木第1地区の急傾斜地崩壊対策事業に係る地元負担金5%部分でございます。

それから、13款国庫支出金、2項国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金ですが、障がい者総合支援事業費補助金ということで、福祉総合システム制度改正に伴う電算システム改修費の2分の1部分、115万円でございます。

それから、14款県支出金、2項県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金ですが、これは電源立地地域対策交付金、下期の申請分174万5,000円でございます。それから、萩・石見空港の東京線の運航支援事業交付金5万8,000円でございます。

それから、目の2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金ですけれど、福祉医療費で医療費の2分の1部分、50万円が県から交付をされます。

それから、目の5農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金、農業基盤整備促進事業補助金ということで福川本郷地区の用水路改修工事の事業費の70%部分、370万2,000円でございます。

それから、19款諸収入、5項雑入、目5雑入、節20雑入、非常勤職員公務災害補償金、これは歳出のほうでは嘱託職員の公務災害の医療費等に充当するというものでありましたが、全額保険金で賄われますので、その分の歳入部分の100万円でございます。

それから、一部事務組合負担金過年度返還金ということで、これが先ほどの消防無線の繰り上げ償還に伴う業者からの違約金の広域から入ってくるものでございまして、1,078万1,000円でございます。歳出の繰り上げ償還は811万8,000円でしたので、歳入のほう若干上回っているということでございます。

それから、留保後につきましては、財源の留保は今回交付税の補正がありませんので、普通交付税267万3,000円と特別交付税3,000万円、合わせて3,267万3,000円の留保は変わっておりませんので、御報告をさせていただきます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 8ページの003、これ、前からの事業の不足というふうな説明でしたが、私、この事業の内容がよくわからないんですが。というのが、空き家再生事業で空き家活用集落担い手確保事業補助金、この補助金はいいんですけど、どういう内容ですか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 制度からの説明ということでよろしいでしょうか。

2件ございまして、空き家活用集落担い手確保事業補助金でございます。いわゆる空き家に対して、新たに住む方に改修費の一部を助成する制度でございます。条件によって、対象事業費が100万円から200万円の範囲がございまして、例えば子育て世代であれば4分の3と段階によって補助額が変わっております。今回の550万円の補正ですが、現在、既に1,150万円の予算措置をしているところでございまして、これがほぼ、改修中も含めまして消化の予定でございまして、また新たに4件、新規の申請がありそうだということで、4件分を補正するところでございます。

その後段の空き家家財等処分推進事業補助金といいますのは、空き家となった家の家財の処分の費用を一部助成するものでございます。これにつきましても、その4件分が不足するというところで、今回40万円の補正となっております。

ただし、両方の事業も申請に条件がありまして、町が行っております空き家情報バンクに登録された物件であること、それと入居者については、町が紹介した方とのマッチングによるものであること、この条件を満たす場合に、この補助金を適用しているものでございまして、個人売買や個人でやられるのには、この補助金は適用になりませんので申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 10ページの老人福祉センター管理費で、この前、全協でも話がありました。地下水を水道水にということで、温泉で、かなりの水を使っていると思うんですが、これから先、水道水に切りかえて、水道料金とか、いろいろのお金もかさんでくるとは思うんですが。

それと、休業された期間が1カ月ちょっとあったんですかね。その間に利用者の方がパスポート、1カ月券とかいろんな入浴の券を買われていたと思うんですが、そういう方に対しての補償といいますか、その辺も、今回そういうふうに町の施設が老朽化していたための原因と管理者の管理不足のところもあって、その両方の原因が重なった結果、こういうことになったとは思いますが、町の利用者に対しての補償といいますか、それと指定管理者に対しての、その辺の補償といいますか対応というのはどういうふうに考えておってかお伺いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 御質問の内容、大きく水道使用に対する問題と今の補償の問題ということでお答えさせていただきます。

水道水に切りかえた部分につきましては、男子、女子、両方のジェット風呂とシャワーでございます。これまでも井戸水が濁ったりした場合とかは、水道水に——タンクに入るのが水道水と井戸水がございまして——切りかえたりしておりまして、いきなり急激にふえることはないとは思いますが、指定管理者の公募の条件のときに、井戸水が使えるはずだったものが使えなくなるということで、多少、指定管理者との協議は必要になってこようかと今思っております。水道の使用料につきましては、これから詳細設計を行います。今、水道管理の担当の者とこの施設の担当の者とが下話しておりますので、今の段階ではそんなに水道使用料に大きな影響を与えるとは、認識はまだしておらないところでございます。

それと補償の問題でございますが、この件につきましては、町と指定管理者と、それぞれ施設の老朽化、清掃の徹底等原因があろうかと思っておりますので、現段階でいろんな対策を含めて協議中でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 17ページの004の保健体育施設費ということなんですが、実は今、教育委員会は把握されとると思うんですが、町民柿木体育館の自動ドアが故障しております。現在、生徒が手動であけておりまして、大変に重く、不自由しております。この修理についてはどういうふうになっておりますか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 柿木体育館ですね。今回の補正の中では、照明灯の交換について計上しております。恐らく聞いて、修繕が、ちょっとこの補正に間に合わなかったのではないかと
いうふうに考えておりますので、これについても、できるだけ早いうちに対応できるように考え
たいと思いますけども、あくまでも予算が必要ですので、ちょっと見積もり等とってから対応さ
せていただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 自動ドアの故障については、教育委員会は把握をしておりますか。
私、だいぶ前に使用させてもらったんですが、その時点で、もう既に自動ドアがあかないとい
うことで、随分不自由というのを聞いておりますが、教育委員会は把握しておられますか。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 大変申しわけありません。私が直接は、今確認はしておりませんけ
ども、担当がおられるので、ちょっと確認をしたいというふうに思いますので、確認して対応
はしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 財源の有効活用事業の中で大野原交流広場の管理費が減額されて
おりますが、この前、説明会等がありまして、そのときにもちょっとお聞きしたんですが、グラ
ウンドゴルフ場と管理施設、トイレ等を先立って使わせてもらうような、トイレとか、あの辺を
使うことはできないかというお話、ちょっとさせてもらったと思うんですが。保育園の生徒とかい
ろんな人が、親水公園ですけ、遊びに行ったりされておると思うんですが、ゴルフのできる7月
ごろ、6月、7月までもったいないんじゃないかちゅう思いもありますんですが、トイレのほう
だけでも、散策に来られた方が駐車場とかそういう施設を使うことはできるかどうかちゅうのを
お伺いします。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 大野原の運動交流広場のグラウンドゴルフ場でトイレの整備をして
おります。現在、使用しておりません。それで、グラウンドゴルフ場につきましては、平成
30年度の当初から供用開始をしようというふうに考えておるところでございます。地元のグラ
ウンドゴルフの愛好者の方々と話をさせていただきまして、とりあえずは利用しないから大丈夫
ですということ聞いておりますけども、電気代であるとか浄化槽の管理費であるとか水道料で
あるとか、そういった部分の予算は確保はしておるんですけども、一旦電気を契約したり浄化槽
を使うと、半年間も後をずっと管理をしていかなければならない、契約をしていかなければなら
ないということになります。それで、一時的な利用であれば、今契約をすることはちょっと無駄

ではないかという判断をしております、大野原の運動交流広場の中にはトイレが何カ所がございますので、今の時点ではそちらを利用していただくというふうに考えております。

それで、どうしても必要だということであれば利用することは可能なんですけども、一旦使用すると浄化槽を動かさんといけんということは、電気も水道も浄化槽の管理も必要になってくるというところで、経費がかかってくるので、今の時点では利用していないという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） それはわかるんですが、交流広場ということで、グラウンドゴルフの関係者だけの施設と考えるのではなく、やっぱり普段からほかに利用されている人もおっただけですし、せめて雪が消えた春ぐらいからでも、グラウンドゴルフが始まるまでというような設定でなしに、早目に4月1日からでも使用できるとかされたらどうかとは思いますが、いかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 今申し上げましたように、来年の春、4月以降からは——どの時点になるかは、芝の調整等もあるので検討しなければなりません——遅くとも5月とか、そういうレベルでは利用開始したいというふうに思いますんで、平成30年度当初予算に、そのトイレの管理費等も当然計上させていただいて、4月からは利用できるようにしようとは考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようですので、日程第23、議案第80号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）の質疑は保留しておきます。

日程第24. 吉賀町選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（安永 友行君） それでは、日程第24、吉賀町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたします。

お諮りをします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、議長のほうで指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員会委員には田村惇君、村上禎君、岡崎等君、田村朝子君を指名します。

お諮りをします。ただいま指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました田村惇君、村上禎君、岡崎等君、田村朝子君、以上の方が選挙管理委員に当選をされました。

日程第25. 吉賀町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第25、吉賀町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りをします。選挙の方法については、指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りをします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員会委員の補充員には次の方を指名します。第1順位、羽野敬子君、第2順位、長藤武雄君、第3順位、齋藤幹子君、第4順位、榎田好美君、以上の方を指名します。

お諮りをします。ただいま指名した方を選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました第1順位、羽野敬子君、第2順位、長藤武雄君、第3順位、齋藤幹子君、第4順位、榎田好美君、以上の方が選挙管理委員会委員の補充員に当選をされました。

○議長（安永 友行君） 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、本日はこれで散会をいたします。御苦勞でございました。

午後 3 時 07 分散会
